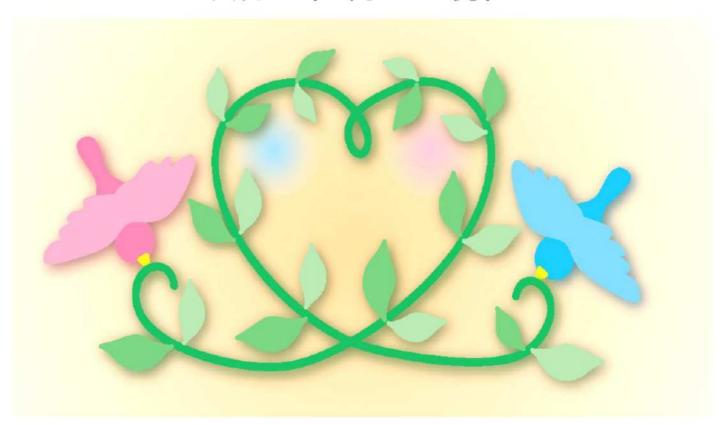
# 第2次下妻市男女共同参画推進プラン (平成24年度~平成28年度)

## 進捗状況報告書

平成29年3月31日現在



平成29年9月 下 妻 市

## 第2次下妻市男女共同参画推進プラン

(平成24年度~平成28年度)

## 進捗状況報告書 目次

| 基本目標 男女が互いの人権を尊重す        | るための意識の改革  |
|--------------------------|--|
| 主要課題 2 男女共同参画を推進するための教育の | き、慣行の見直しと意識の醸成・・・・・・・・・・・ 2<br>D充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5<br>・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 基本目標 男女があらゆる分野に参画        | できる体制の整備   |
| 主要課題 1 政策・方針決定過程への女性の参画の | )促進  |
| 主要課題 2 男性、子どもにとっての男女共同参画 |  |
| 主要課題 3 地域社会における男女共同参画の推議 | <b>i</b>   |
| 基本目標 男女の多様なライフスタイル       | ノを可能にする環境の整備<br>-  |
| 主要課題 1 男女の仕事と生活の調和       |  |
| 主要課題 2 雇用の場における均等な機会と待遇の | 確保23   |
| 基本目標 誰もが健やかに安心して暮        | らせる健康づくりと福祉の充実   |
| 主要課題 1 生涯を通じた男女の健康支援     | 24   |
| 主要課題 2 誰もが安心して暮らせる環境の整備  |  |

### 平成28年度「第2次下妻市男女共同参画推進プラン」の進捗状況

「第2次下妻市男女共同参画推進プラン」は、男女共同参画推進条例に基づき、一人ひとりがその個性や能力を発揮できるまちづくりを目指し、住民、企業、学校、行政が一体となって、男女共同参画社会を実現するための施策の基本的方向性を示しています。

施策の着実な推進を図るために、事業実施状況を調査し達成度の評価を行うことによって、取組み状況や効果を確認し、 男女共同参画の実現にむけて施策を推進していきます。

「第2次下妻市男女共同参画推進プラン」の計画期間は、平成24年度から平成28年度の5年間となっており、今回は平成28年度末の各事業内容について、下記判定区分に基づき、各部署において【達成度】の観点から評価を実施しています。

| 達 成 度                 | H28     | 年度    | H27年度   |       |
|-----------------------|---------|-------|---------|-------|
| <b>是以及</b>            | 実施状況報告数 | 割合    | 実施状況報告数 | 割合    |
| a:計画通りに達成できた          | 116     | 81.1% | 107     | 76.4% |
| b: ほぼ計画通りに達成できた       | 22      | 15.4% | 32      | 22.9% |
| c:計画通りに進まなかった         | 2       | 1.4%  | 1       | 0.7%  |
| d:計画には及ばなかった(実施していない) | 3       | 2.1%  | 0       | 0.0%  |
| _                     | 143     | ·     | 140     |       |

#### 目標(施策の方向)に対する達成度 次の中から該当するものを選択してください

- a:計画通りに達成できた(80%以上)
- b: ほぼ計画通りに達成できた(50~79%)

(事業実施のための施策は整っているが、利用実績がない等の場合は、bを選択して〈ださい)

- c:計画通りに進まなかった(1~49%)
- d:計画には及ばなかった(実施していない)

(参考記入例)

基本目標 男女が互いの人権を尊重するための意識の改革

主要課題 1 男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直しと意識/ /醸成

市民

協働

課

|具体的な施策及び目標値

|           |  | 770   | エムが及い良しのル丘して心  | \   |  |
|-----------|--|-------|--|-----|--|
| 事業<br>No. | 事業名及び内容  | 担当課   | 実施状況   | 達成度 | 平成29年度事業予定   |
| (1)       | 男女共同参画の視点に立った社会制   | 度、慣   | 行の見直し  |     |  |
| 推         | 主進体制の整備 おんしゅう  |       |  |     |  |
| 1         | 下妻市男女共同参画推進条例等の適切な運用<br>男女があらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画推進条例に基づき、施策の展開を図るとともに、条例等の適切な運用を図ります。 | 市民協働課 | 記入例<br>第2次男女共同参画推進プラン<br>策定にともない、下妻市男女共<br>同参画推進条例を制定し、平成<br>24年4月1日から施行。条例等に<br>基づき施策に取り組み、適切な<br>運用に努めました。 | а   | 男女共同参画推進条例に基づき、男女があらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現のため、施策の展開を図るとともに、条例等の適切な運用を図ります。 |
| 意         | 意識啓発事業の推進  |       |  |     |  |
|           |  |       |  |     |  |

#### 男女共同参画推進事業への参加促進

2 男女共同参画社会推進に関する国・県 等の専門研究機関における研修や講演 会への市民参加を促し、男女共同参画 意識の醸成を図ります。

#### 記入例

レイクエコー茨城県女性プラザが 開催する各種セミナーや講座へ の参加を呼びかけ、意識の啓発 を図りました。

·市町村連携講座県西地区講演

-参加人数 13名 参加団体 まちづ⟨り女性スタッフ ・広報おしらせへの掲載(14回) 引き続き意識の啓発を図る。 広報紙等により広〈参加を呼びかけ、 男女共同参画の意識の高揚を図ります。

目標参加人数 50名

b

1

#### 基本目標 男女が互いの人権を尊重するための意識の改革

主要課題 1 男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直しと意識の醸成

| 事業<br>No. | 意味超 「 男女 共 回 参 画 の 税 点 に 事業名及び内容   | 担当課       | 芸制度、慣行の見直しと思識の開<br>実施状況   | 達成度 | 平成29年度事業予定  |
|-----------|--|-----------|---|-----|---|
|           | 男女共同参画の視点に立った社会  | 会制度 竹     | <br>  <br>  |     |   |
|           | 建進体制の整備  | × 1537,50 |   |     |   |
| 1         | 下妻市男女共同参画推進条例等の適切な運用<br>男女があらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画推進条例に基づき、施策の展開を図るとともに、条例等の適切な運用を図ります。 | 市民協働課     | 男女共同参画社会の実現に向け、<br>従来実施している事業の他、フォト<br>コンテストなど新たな事業を取入れ<br>て、男女共同参画事業の推進を行<br>いました。<br>また、チラシの配布や広報紙等によ<br>り意識の啓発を図る等、条例等の<br>適切な運用に努めました。      | а   | 第3次下妻市男女共同参画推<br>進プラン2017~2021を市内各<br>所に配布し、プランに基づ〈男<br>女共同参画社会を目指します。<br>また、広報紙等配布やセミナー<br>等を開催し、積極的な啓発を行<br>い、条例等の適切な運用を図り<br>ます。 |
| 意         | は識啓発事業の推進  |           |   |     |   |
| 2         | 男女共同参画推進事業への参加<br>促進<br>男女共同参画社会推進に関する国・<br>県等の専門研究機関における研修<br>や講演会への市民参加を促し、男女<br>共同参画意識の醸成を図ります。   | 市民協働課     | 県や市町村が開催する講演会やセミナーなどを広報に掲載し、あわせて、ポスターやチラシを公共施設等へ掲示し、広〈参加の呼びかけをしました。<br>参加人数は、当初計画していた人数にはとどきませんでした。<br>目標人数 40名 参加人数 40名 お知らせ版への掲載 6回           | b   | 引き続き、セミナー等への参加を呼びかけ、意識の啓発を図ります。 ・各種講演会等参加 10名 【市男女共同参画事業への参加】 ・ファミリークッキング 40名 ・フォトコンテスト 10名 ・親子俳句・川柳 2000名                          |
| 3         | 男女共同参画推進事業講演会の開催<br>男女共同参画社会の実現に向け、<br>市民の意識の高揚と啓発を図るため、毎年1回講演会を開催します。                               |           | 平成28年度は実施せず   | С   | 男女共同参画社会の実現に向け、市民の意識の高揚と啓発を図るため、参加しやすい親しみのある講演会を開催する予定です。<br>開催回数 1回<br>参加目標人数 200名   |
|           | 意識啓発のための情報提供・法制<br>情報提供と法制度等の理解促進  | リ反守のサ     | 王胜 化 选  |     |   |
| 4         | 男女共同参画に関する情報の提供<br>市民への男女共同参画についての意識の高揚と啓発を図るため、男女共同参画に関する情報の広報紙への掲載、及び各種パンフレット・ポスターの掲示を行います。        | 市民協働課     | 国県及び関係団体の男女共同参画に関する情報について、広報紙へ掲載、あわせて公共施設等へチラシ、ポスターの掲示を行い、会議等の際にパンフレットを配布し、意識の高揚と啓発に努めました。また、第3次下妻市男女共同参画推進プランを策定し、男女共同参画推進における基本目標等を新たに作成しました。 | b   | 市民への男女共同参画についての意識の高揚と啓発を図るため、男女共同参画に関する情報の広報紙への掲載、及び各種パンフレット・ポスターの掲示を行います。  |

| 5 | 男女雇用機会均等法にかかる諸施策の普及<br>国及び関係機関から、男女雇用機会均等法にかかる制度・施策における広報依頼があった際は、お知らせ版へ掲載します。   | 商工観光<br>課                                       | 労働法令等の改正などについての情報をお知らせ版に年1回掲載し、<br>広報活動を行いました。<br>また、労働施策に関連するポスター<br>の掲示を行い、啓発を行いました。   | а | 労働法令等の改正などについ<br>ての情報を広報紙掲載、ポス<br>ター掲示を行い啓発を図りま<br>す。   |
|---|--|---|--|---|---|
| 6 | 情報通信技術(IT)講習会の実施<br>ワードやエクセル等、またメールやインターネットなどを学習する講習会<br>等を実施し、情報が遮断されがちな<br>高齢者や家庭の主婦等の社会参加<br>を支援します。                | 公民館   | 初心者向けの教室として、ワードやエクセルの基礎が学べるよう前期15回開催し、後期はスキルアップ目指し11回を開講しました。<br>参加者前期233名、後期149名 計382名  | а | 初心者向けの教室として、ワードやエクセルの基礎が学べるよう前期15回開催し、後期はスキルアップ目指し11回を開講し、高齢者や家庭の主婦等の社会参加を支援します。<br>目標参加者数 520名   |
|   | 公孙孙士以庆积纸等办作出   | 全書は、シンクを表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を | [秘書課] 庁内広報連絡委員会で情報収集や意見交換を行い、市民の生活に必要な情報の掲載と見やすい広報紙づくりに努めました。 (発行回数:広報紙12回発行・お知らせ版24回発行、広報連絡委員会12回開催) また、動画でわかりやす〈市をPRするため、市PRビデオ短編版を市ホームページやYoutubeへ掲載し、市の観光などをアピールしました。市公式フェイスブック「いやどうも下妻」により、市民や下妻に愛着のある方を市民投稿者に認定し、市職員と一緒に市民協働で運営しました。 | а | 市民の生活に必要な情報等の見やすい掲載方法を常に検証・研究するとともに、市民から寄せられた情報等を積極的に紹介し、親しみの持てる広報紙づくりに努めます。また、動画でのPRやフェイスブックなどのSNSを活用し、分かりやすくタイムリーに情報提供ができる体制づくりを進めます。四半期ごとの「イベント情報」を市ホームページ、ツイッター、フェイスブック、お知らせ版で提供していきます。 |
| 7 | 分かりやすい広報紙等の作成<br>広報紙やお知らせ版等の作成にあ<br>たり、市民の生活に必要な情報の見<br>やすい掲載方法を検討します。<br>また、市民より寄せられた意見に対<br>する市からの回答を掲載するよう努<br>めます。 |   | 【市民協働課】<br>専門用語を使用しないよう心掛け、<br>必要な情報がわかりやす〈伝わるよ<br>うに努めました。  | а | 引き続き、見やすく、伝わりやすい記事の掲載に努めます。   |
|   |  |   | 【保健センター】<br>市民からの要望に応え保健センター予<br>定表を作成し、全戸配布している。より<br>見やすい予定表とするため、両面を使<br>用して、記事の見直しやレイアウト変更<br>を実施した。庁内広報連絡委員会で情<br>報収集や意見交換を行い、市民の生活<br>に必要な情報の掲載と見やすい広報紙<br>づくりに努めました。  | a | 【保健センター】<br>広報誌やお知らせ版等の作成にあたり、市民の生活に必要な情報の見やすい掲載方法を検討します。<br>また、市民より寄せられた意見に対する市からの回答を掲載するようにします。   |
|   |  |   | 【図書館】<br>図書館のイベントをお知らせ版に掲載するときや、図書館独自で発行している「図書館へ行こう!~知識の泉~」の広報紙を発行するときなど、専門用語を使用せず、分かりやすい文言で作成しました。   | а | 図書館のイベントをお知らせ版に<br>掲載するときや、図書館独自で発<br>行している広報紙を発行するときな<br>ど、専門用語を使用せず、分かり<br>やすい文言で作成します。   |
| 8 | ワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供<br>ワーク・ライフ・バランスに関する情報を広報等により提供し、啓発・普及に努めます。  | 市民協働課   | 仕事と家庭の調和の大切さについて、広報紙等に掲載しました。また、会議等を利用して、パンフレットを配布し、啓発・普及に努めました。<br>お知らせ版への掲載回数 2回   | а | 引き続き、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、広報紙等により啓発・普及に努めるとともに、<br>講座等を開催し、理解を求めていきます。  |

#### 広げよう 心と心がつながる社会

#### 平成28年度男女共同参画推進事業 川柳・標語入賞作品

○小学生親子の部

#### 【最優秀賞】

「作ろうよ 男女の差別 なくなる世界」 総上小学校5年 市村 友楓 【優秀賞】

「夕飯を みんなで作って おいしさ 10 倍」 高道祖小学校 6年 生井 空大 【優良賞】

「つくろうよ 男女平等の 下妻市」 下妻小学校5年 村山 怜緒

○中学生親子の部

#### 【最優秀賞】

「つくろうよ! ママ・パパが輝ける 笑顔の場を」 下妻中学校2年 塩畑 紗雪【優秀賞】

「主夫と主婦 助けて支えて 笑日」

東部中学校1年 大塚 誠也

【優良賞】

「思いこみ そこから生まれる 男女の差」

東部中学校3年 渡辺穂乃花

### 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法は、平成11年6月に公布・施行されました。

基本法では、男女共同参画社会を実現するための5つの基本理念を定め、国、地方公共団体、国民、 それぞれの責務を明らかにしています。

#### 国の責務

- ●基本理念に基づき、男女共同参画 基本計画を策定
- ●積極的改善措置を含む男女共同 参画社会づくりのための施策を 総合的に策定・実施

#### 地方公共団体の責務

- ●基本理念に基づき、男女共同参画 社会づくりのための施策に取り組む
- ●地域の特性を活かした施策の展開

#### 国民の責務

●男女共同参画社会づくりに協力 することが期待されている

#### 国際的協調

男女共同参画づくりのために、国際 社会と共に歩むことも大切です。他の 国々や国際機関と相互に協力して取 り組む必要があります。

#### 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を 重んじ、男女の差別をなくし、 男性も女性もひとりの人間と して能力を発揮できる機会 を確保する必要があります。

#### 基本理念

男女共同参画社会を 実現するための 5本の柱

### 社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、 男女が様々な活動ができるように社会 の制度や慣行の在り方を考える必要 があります。

#### 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会 の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や 学習、地域活動等ができるようにする必要があります。

#### 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

基本目標 男女が互いの人権を尊重するための意識の改革 主要課題 2 男女共同参画を推進するための教育の充実

| 事業<br>No. | 事業名  | 担当課   | 担当課     実施状況   |   | 平成29年度事業予定  |  |  |  |  |
|-----------|--|-------|--|---|---|--|--|--|--|
| . ,       | 1)男女共同参画を推進する教育·学習<br>男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進   |       |  |   |   |  |  |  |  |
|           | 人権教育研修会の開催<br>高齢者学級の一環として、1回2~3<br>時間程度、ビデオ鑑賞・講話等により、人権に関する研修会を開催します。  | 公民館   | 高齢者学級の一環として、1回2~3時間程度、ビデオ鑑賞・講話等により、人権に関する研修会を開催しました。参加者114名        | а | 高齢者学級の一環として、1回2~3時間程度、ビデオ鑑賞・講話等により、人権に関する研修会を開催します。                   |  |  |  |  |
| 10        | 人権教育講演会の開催<br>人権尊重の資質向上を目的として、<br>教育委員、社会教育委員、公立幼稚<br>園及び小中学校の教職員、保護者<br>並びに福祉団体、市職員等を対象<br>に人権教育講演会を開催します。  | 会     | 公立幼稚園及び小中学校の教職員、<br>保護者、市職員等を対象に、人権教育<br>講演会を開催しました。<br>参加人数 437名  | а | 人権意識の高揚のため、人権課題<br>の理解を深めるための学習機会の<br>充実を促進します。                       |  |  |  |  |
| 11        | 男性の料理教室の開催<br>男性の自立を目指し、男性を対象と<br>した料理教室を開催します。  | 公民館   | 実施しませんでした。   | b | 予定ありません。  |  |  |  |  |
| 12        | 総合型地域スポーツクラブの創設及び育成 性別や年齢、障害の有無などに関係なく、住民が自由にスポーツを楽しむことのできる総合型地域スポーツクラブの新規の創設を目指体的をもに、既設クラブが住民の主涯をりな運営により、多くの人々が生涯をりしてスポーツに親しめる環境づくりを推進します。さらに、クラブの活動を通し、子どもの体力の上や高齢者の健康づくりを推進するとともに、地域住民の交め、さらに、クラブの活動を通し、子どもの体力あるとともに、地域住民の交め、さらに、カラブの活動を通し、子どりを推進するとともに、地域住民の交め、さらに、カラブの活動を通し、子どりを推進するとともに、地域住民の交め、さらに、地域は大力をも関係というで、地域は、カースとは、大力を表します。 | 生涯学習課 | 新たなクラブ創設はありませんでしたが、サンドレイククラブの活動支援等を行い、クラブ育成に努めました。<br>参加延人数 1,806名 | р | サンドレイククラブの活動支援と育成に努めるとともに、新たなクラブ<br>創設の支援を行い、市民の生涯スポーツを推進する予定です。      |  |  |  |  |
| 13        | 学校施設開放事業の実施<br>市内小中学校の体育館及び校庭を<br>学校教育に支障のない範囲で開放<br>し、社会体育活動の場を提供し、生<br>涯スポーツの普及促進を図ります。  | 生涯学習課 | 市内13施設の学校施設(グラウンド及び体育館)を開放し、安全にスポーツ等を行える場所として社会体育活動の場を提供しました。      | а | 利用者の安全確保を最優先に考慮し、維持管理に努め、安全にスポーツ等を行える場所として、学校施設(グラウンド及び体育館)を開放する予定です。 |  |  |  |  |

#### 教育大綱:基本施策の重点目標

- 1 学校教育を充実させ、豊かな人間性をもつ子どもの育成を図ります (1)新時代をたくましく生きる知・徳・体の調和のとれた子どもを育てます (2)生きる力の基礎を育み、幼児の健やかな成長を促します 2 地域の文化を育みスポーツの輪を広げます (1)文化活動の振興と図書館の充実を図ります (2)文化財の保護と活用を選ばます。(2)文化財の活力に満た。特別はままります。(2)文化財の活力に満た。特別はままります。
- - (3)健康で活力に満ち、生涯にわたりスポーツが楽しめるまちづくりを推進します
- 3 家庭や地域の人材の育成を図ります
  - (1)地域と社会で生涯にわたり学習・教育ができる機会を提供します
  - (2)家庭や地域で子どもたちの育成を見守ります

#### 新しい時代に必要となる資質・能力

- ・学びに向かう力・人間性の涵美
- 生きて働く知識・技能の容得
- ・未知の状況にも対応できる

思考力・判断力・表現力等の育成

## 2017 下妻の教育

#### 教育目標

学びを人生や社会に生かそうとする人材の育成

#### 茨城県学校教育指導方針

一人一人が輝く

活力ある学校づくり

#### 一人一人を生かす教育

#### 生徒指導の充実

#### 重点事項

「チーム学校」としての指導体制の 光実

#### 施 策

- ・不登校児童生徒に対する SSW を中核 としたアウトリーチ型 (動間) 支援 の充実
- ・「警察と学校の連絡制度」「学校いじ め基本方針」の適切な運用
- 月側会としての生徒指導ネットワー ク会議兼いじめ問題対策連絡協議会 の開催

#### 特別支援教育の充実

#### 重点事項

一人一人の教育的ニーズに応じた指 導の充実

- ユニパーサルデザインの福点を取り 入れた将棄づくり
- 特別支援学校、医療機関等関係機関 との積極的な連携
- ・教育支援委員会の充実
- ・下裏市子育て支援ファイルの活用

#### 学びの基盤づくり

#### 豊かな心を育てる(耕す)

#### 重点事項 教育活動全体を通じて行う道徳教育の推進



- 人権教育講演会、人権標勤等の各種イベントの推進
- ・読書活動の推進
- 豊かな心育成連絡協議会の充実
- ・ボランティア活動、体験活動の実施
- ・「考え、議論する」道徳の在り方の追求

### 確かな学力を育む(磨く)

#### 重点事項

基礎的・基本的な知識・技能の定着とその活用

#### 施 策

- 下妻市英語教育推選事業の実施
- 下塞市学力関表の実施
- 小中連携協議会における学力向上施策の共有化
- 下妻市中学校理飲教育推進事業の実施 (結城市との指導主事交流)

教育環境の整備

副舞補強や大規模改修などの施設整備

教育的な部活動の推進

総食調理場の改善や薬生管理。地元食材の石用 通学路の防犯灯の点検・整備による安全対策

· ICT 機器など社会の変化に応じた教育機器の整備

月の超過勤務60時間以内(繁忙期は100時間以内)

#### 體やかな体を育む(能える)

#### 重点事項

健康で安全な生活を送るための実践力育成

#### 庙 策

- ・食育をはじめとした健康教育の推進
- ・検察における運動量の確保
- 市陸上記録会の実施
- ・小中連携事業での体育動師の小学校派遣
- ・危険を回避できる能力の育成

#### 教師力の向上

- あわら市との教養交流研修
- のとり用 数種員英会話構席、ワークショップ聖英語出前研修 初任者、2年次研修 ・若干教員クオリティーアップ研修
- 中部製品品作 学校運営研修
- ・次世代育成指導者研修
- ロコンプライアンスの確立 ・職員提案型の定例コンプライアンス委員会の実施

### 市全体での教育力の向上

#### 学校を核とした地域連携

#### 重点事項

地域コミュニティの核としての学校

#### 施幣

- ・地域教育推進委員会の充実
- ・教育活動における地域人材の活用
- ・地域への情報発信
- ・民生委員会との連携
- ・体験活動やポランティア活動の充実
- ・地域行事への積極的参加

#### 就学前教育の充実

#### 重点事項

保幼小の連携と家庭教育支援の充実

- 就学前英会話教室の実施
- ・下妻キッズナビを活用した幼児期に おける基本的生活習慣の確立
- 定期的な下妻市保幼小連携協議会の
- 下婁市訪問支援型家庭教育支援体制 の宝施
- ・保育園、幼稚園における家庭教育学 級の充実
- ・市田への家庭教育に関する情報提供

#### 地域に根ざす基盤づくり

| 事業<br>No. | 事業名  | 担当課              | 実施状況   | 達成度      | 平成29年度事業予定  |
|-----------|--|------------------|--|----------|---|
| ` ′       | 男女共同参画を推進する教育・学  |                  | ::#  | <u> </u> |   |
|           | 学女共同参画の視点に立った学校<br>人権教室の開催<br>毎年、人権週間(12月4日~12月10日)に合わせ、小学生に「いじめのない楽しい学校生活を送るためにはどうすればよいか」について一緒に考えることにより、友達を差別して悲しませてはいけないという人権思想の基本的な考え方を理解してもらうことを目的として、市内小学校で人権教室を開催します。   | <b>双 同 0</b> 2 组 | 人権擁護委員が11~12月頃に、市内<br>の小学4年生を対象に人権教室を開催<br>しました。<br>実施:市内9小学校<br>対象人数:404名   | а        | 毎年、人権週間(12月4日 ~ 12月10日)に合わせ、「いじめのない楽しい学校生活を送るためにはどうすればよいか」について一緒に考えることにより、男女を問わず、友達を差別して悲しませてはいけないという人権思想の基本的な考え方を理解してもらうことを目的として、市内小学校で人権教室を開催します。 |
| 15        | 小学校理科教育推進事業<br>県の小学校理科教育推進事業に積極的に取り組み、児童の科学への<br>興味関心を高めることをとおして、理<br>工系分野への進学や進出を促進します。<br>小学校の理科の授業における教<br>科担任制の実施と授業公開<br>小学校サイエンスサポーターの配<br>置(市独自)<br>おもし3理科教室の開催<br>理科教育に関する教職員向け研修会への参員等による科学自由研究<br>の指導への児童・保護者の参加 | 指導課              | 小学校の理科の授業において、<br>教科担任制を実施し授業公開を行<br>いました。<br>児童・生徒において、大学教員等<br>による科学自由研究の研修会へ参<br>加しました。   |          | 県の小学校理科教育推進事業<br>に積極的に取り組み、児童の科<br>学への興味関心を高めることを<br>とおして、理工系分野への進学<br>や進出を促進します。   |
| 16        | スクールサポートセンター運営事業<br>スクールサポートセンターに教育者、  | 指導課              | 適応指導教室の運営を通して、通室児童生徒を支援しました。 学校訪問、家庭訪問等を通して、児童生徒や保護者に教育相談を行いました。 学校、家庭、関係諸機関と連携を図りながら、学校不適応傾向の見られる児童生徒の支援を行いました。 電話による教育相談を行いました。 発達障害の傾向にある児童生徒と保護者の支援を行いました。 | B        | スクールサポートセンターに教育相談員を配置し、児童生徒、保護者、教職員に対する相談支援体制の充実を図ります。  |

#### 基本目標 男女が互いの人権を尊重するための意識の改革

主要課題 3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

| 事業       | 号課題 3 男女間におけるあらゆる<br>┃   |             |  | \ <del></del> |  |  |  |  |  |
|----------|--|-------------|--|---------------|--|--|--|--|--|
| No.      | 争耒石  | 担当課         | 実施状況   | 達成度           | 平成29年度事業予定   |  |  |  |  |
| . ,      | 1)男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組強化<br>男女間の暴力根絶に向けた環境づくり  |             |  |               |  |  |  |  |  |
| <i>ੇ</i> | 5女间の暴力依恕に回けた境境フ<br>  | <b>(</b> 1) |  |               |  |  |  |  |  |
| 17       | ドメスティック・バイオレンス防止に<br>関する啓発活動の実施<br>ドメスティック・バイオレンス防止に向<br>けた広報・啓発活動を行います。   | 市民協働課       | 関係機関と連携を図りながら、相談所の案内を広報紙等に掲載し、防止に向けた啓発活動をおこないました。また、公共施設内の女性が出入りするような場所に相談先を記載したカードを常時設置しました。<br>お知らせ版への掲載 2回  | а             | 引き続き、関係機関と連携を密<br>にして、防止に向けた啓発活動<br>を積極的に行っていきます。  |  |  |  |  |
| 18       | 性に対する正しい知識の普及<br>市内各小中学校で身体の発育や性機能<br>の発達について説明し、命の大切さや他<br>人を思いやる心、性と生殖に関する知識<br>や理解を深めることを目的に行います。   | 保健<br>センター  | 小学校(3校)4回113名、中学校(2校)<br>230名・中学生保護者45名に対して、第<br>二次性徴や思春期の心と体の変化に<br>ついて講話を行い、生命の尊重と性に<br>関する正しい知識の普及を行いました。   | а             | 引き続き、依頼のあった学校等に<br>出向き、生命の尊重と性に対する<br>正しい知識の普及を図ります。   |  |  |  |  |
| 初        | 捜害者の保護・自立支援  |             |  |               |  |  |  |  |  |
|          | 母子等保護の実施<br>やむを得ない事由により住居等での<br>居住等が困難で、緊急性が高い母<br>子等を一時的に保護するとともに、<br>当該やむを得ない事由の解消等を<br>図ることについて、必要な相談や援<br>助を行うことにより、母子の福祉の<br>向上を図ります。   | 子育て<br>支援課  | 相談延件数 母子 61件<br>女性のDV 3件   | р             | 引き続き、必要な相談や援助を行い母子の福祉の向上に努めます。<br>住居等での居住等が困難で、緊急性が高い母子等を一時的に保護するとともに、当該やむを得ない事由の解消等を図るよう努めます。 |  |  |  |  |
| 20       | 行政相談の実施<br>総務大臣から委嘱された行政相談<br>委員として、下妻市では2名が活躍<br>し、国の行政全般についての苦情や<br>意見・要望等を受け付け、公正・中<br>立の立場から関係行政機関などに<br>必要なあっせんを行い、その解決や<br>実現の促進を図るとともに、国民の<br>声を行政の制度および運営の改善<br>に生かす事業を行います。 | 秘書課         | 毎月2回の相談所開設を原則として、年間23回の行政サービスに関する意見・要望等の相談を行いました。 11月2日(水)には、下妻市及び近隣市町の住民を対象とした「〈らしの一日総合相談所」が下妻公民館を会場に開催され、行政相談員のほか弁護士・税理士等も加わり、さまざまな相談に対応しました。 10月22日には、「しもつま砂沼フェスティバル」の会場にて、茨城行政評価事務所の協力を得て、チラシと啓発用品を配りながら行政相談制度のPR活動を行いました。 |               | 毎月2回の相談所開設を原則として、行政サービスに関する苦情や意見・要望等の相談を行います。また、市内イベント等に参加し、会場で行政相談制度のPR活動を行います。               |  |  |  |  |

| 21 | 人権相談(困りごと)事業の実施<br>法務大臣から委嘱された人権擁護<br>委員8名(任期3年)が、特設相談日<br>(人権擁護委員の日:6月、及び人権<br>週間期間中:12月)と定期相談日<br>に、相談を受け付けます。  | 福祉課     | 人権擁護委員により、人権相談を毎月<br>実施しました。<br>開催回数:12回<br>相談件数:4件  | а | 法務大臣から委嘱された人権擁護<br>委員8名(任期3年)が、特設相談日<br>(人権擁護委員の日:6月、及び人<br>権週間期間中:12月)と定期相談<br>日に、相談を受け付けます。  |
|----|---|---------|--|---|--|
| 22 | 心配ごと相談事業の実施<br>心配ごと相談員8名、弁護士2名が、<br>広〈住民の日常生活上のあらゆる相<br>談に応じ、適切な助言・援助を行い、<br>その福祉の向上を図ることを目的と<br>し、相談事業を実施します。<br>第2、第4火曜日が法律相談(要予<br>約)<br>第3火曜日が一般相談(先着順) | 社会福祉協議会 | 心配ごと相談員8名、弁護士3名<br>第2、第3、第4火曜日に法律相談を実施(要<br>予約)<br>【相談件数】<br>法律相談 34回実施 相談件数96件<br>【相談内容】<br>・相続問題・離婚問題・土地不動産問題                    | а | 市民の不安を取り除き住みやすい街づ<br>くりに向けて実施。<br>【相談体制】<br>心配ごと相談員8名、弁護士3名<br>相談日は、相談員2名・弁護士1名体制<br>で実施<br>【相談日】<br>毎月、第2・3・4火曜日(予約制)<br>午後1時30分から午後3時30分 |
| 23 | 児童虐待防止事業の実施<br>児童虐待防止推進月間(11月)に各<br>児童福祉施設及び学校等に虐待防<br>止のチラシを配布し、児童虐待にお<br>ける相談・通報場所の周知徹底を図<br>るとともに、児童虐待防止キャン<br>ペーンを行い児童虐待防止の啓発<br>普及を図ります。               | 子育て支援課  | 児童虐待防止推進月間(11月)に、国からのポスターやリーフレットを市内小・中学校、幼稚園、保育園に配布しました。<br>また、児童虐待防止キャンペーンとして市役所内にPRブースの設置、市内スーパー3ケ所の店頭において啓発グッズの配布を行いました。        | а | 児童虐待防止推進月間(11月)に各児童福祉施設及び学校等に虐待防止のポスターやリーフレットを配布し、児童虐待における相談・通報場所の周知徹底を図るとともに、児童虐待防止キャンペーンを行い児童虐待防止の啓発普及を図ります。                             |
| 24 | 子ども対象の防犯教育の実施<br>市内各小中学校で、安全教育の一<br>環として、学校行事や特別活動の時間に「不審者対応防犯教室・避難訓<br>練」を実施します。   | 指導課     | 市内各小中学校ごとに「不審者対応防犯教室・避難訓練」を実施しました。  小学校1年生に「下妻市キッズセーフティマップ」を配布し、安全教育に活用しました。   | a | 市内各小中学校で、安全教育の一環として、学校行事や特別活動の時間に「不審者対応防犯教室・避難訓練」を実施します。   |
| t  | 2クシャル・ハラスメント防止対策  | _       |  |   |  |
| 25 | セクシャル・ハラスメント防止に関する啓発活動の実施<br>セクシャル・ハラスメント防止に向け<br>た広報・啓発活動を行います。  | 市民協働課   | セクシャル・ハラスメント防止に向けた情報を広報紙に掲載しました。まや、パンフレット、ポスター掲示など、啓発・普及に努めました。また、第3次下妻市男女共同参画推進プランを策定し、女性が悩みに関して相談できる窓口を掲載しました。<br>お知らせ版への掲載回数 2回 | а | 引き続き、セクシャル・ハラスメント防止に向けた広報・啓発活動を積極的に実施します。  |

#### 基本目標 男女があらゆる分野に参画できる体制の整備

主要課題 1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

| 事業<br>No.                                      | 事業名及び内容  | 担当課                                      | 実施状況  | 達成<br>度 | 平成29年度事業予定   |  |  |  |
|--|--|--|---|---------|--|--|--|--|
| ` ′  |  |  |   | •       |  |  |  |  |
| (1)行政分野、雇用分野における女性の参画の拡大<br>政策·方針決定の場への女性の参画促進 |  |  |   |         |  |  |  |  |
|  |  |  | 【企画課】<br>・下妻市行政改革懇談会<br>9人中、女性0人(00.00%)<br>・下妻市総合計画審議会<br>27人中、女性4人(14.81%)<br>・蚕飼小学校跡地利用検討員会<br>21人中、女性0人(00.00%)<br>・まち・ひと・しごと創生有識者会議<br>16人中、女性1人(6.25%)<br>・下妻市地域公共交通活性化協議会<br>24人中、女性3人(12.50%) | С       | 各種審議会・委員会への女性の参加促進を図り、市政や方針決定過程へ男女共同参画の視点の導入を促進します。  |  |  |  |
|  |  |  | 【市民協働課】<br>各課から依頼を受けて、女性団体連絡会から3名を推薦しました。<br>毎年全庁調査を実施している女性委員の参画状況調査の結果、28<br>年度の各種審議会等への女性委員の登用率は、32.7%でした。(前年度比2.7%増)  | а       | 市の審議会・委員会・任意の委員会における女性委員の参画状況について、状況を確認しながら、登用率の増加を目指します。  |  |  |  |
| 1  | 審議会等への女性の参加促進<br>各種審議会・委員会への<br>女性の参加促進を図り、<br>市政や方針決定過程へ男<br>女共同参呼の視点の<br>を促進します。 | 全では、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ま | 【財政課】 公共施設等マネジメント基本方針に沿った具体的な実施計画を策定するため、公共施設を考える市民ワークショップを開催し、公共施設の再編などをテーマに意見交換を行った。参加者:10名(男5名、女5名)開催数:4回  | а       | 庁舎等建設基本構想の策定に伴い、市民に親しまれる新しい庁舎のあり方について、幅広い視点からの意見を求めるため、庁舎建設検討市民会議を開催する。委員の選出にあたっては女性団体の代表などの参加を働きかける。<br>参加者:20名(男16名、女4名)<br>開催予定数:5回 |  |  |  |
|  |  |  | 【子育て支援課】<br>女性委員に委嘱しています。<br>要保護児童対策地域協議会代表<br>者会議<br>女性委員21名中11名(52.38%)<br>子ども・子育て会議<br>女性委員18名中8名(44.44%)  | а       | 各種審議会・委員会への女性の参加促進を図り、市政や方針決定過程へ男女共同参画の視点の導入を促進します。  |  |  |  |
|  |  |  | 「保健センター」<br>下妻市保健センター運営協議会<br>15人中5人(33.33%)<br>下妻市母子保健推進員協議会<br>79人中79人(100%)<br>下妻市食生活改善推進協議会<br>74人中74人(100%)  | b       | 各種審議会・委員会への女性の参加促進を図り、市政や方針決定過程へ男女共同参画の視点の導入を促進します。  |  |  |  |
|  |  |  | 【商工観光課】<br>下妻市働〈婦人の家運営委員会<br>委員数10 女性委員数6 (60.0%)<br>下妻市勤労青少年ホーム運営委員会<br>委員数10 女性委員数3 (30.0%)   | b       | 各種審議会・委員会への女性の<br>参加促進を図り、市政や方針決<br>定過程へ男女共同参画の視点<br>の導入を促進します。  |  |  |  |
|  |  |  | 【図書館】<br>図書館協議会は、構成員10名のところ、女性が3名おり、女性の感性と視点を図書館運営に取り入れました。   | а       | 図書館協議会は、構成員10名のところ、女性が3名おり、女性の感性と視点を図書館運営に取り入れます。  |  |  |  |

|              |   |       | -  |   |  |
|--------------|---|-------|--|---|--|
| 2            | 男女共同参画推進事業への参加促進(再掲)<br>男女共同参画社会推進に関する国・県等の専門研究機関における研修や講演会への市民参加を促し、男女共同参画意識の醸成を図ります。                        | 市民協働課 | 基本目標 事業 2 に掲載<br>県や市町村が開催する講演会や<br>セミナーなどを広報に掲載し、あ<br>わせて、ポスターやチラシを公共<br>施設等へ掲示し、広〈参加の呼び<br>かけをしました。<br>参加人数は、当初計画していた人<br>数にはとどきませんでした。<br>・親子クッキング<br>目標人数40名、参加人数16名<br>お知らせ版への掲載 30回 | b | 基本目標 事業 2 に掲載<br>引き続き、セミナー等への参加を<br>呼びかけ、意識の啓発を図ります。<br>・種講演会等参加 150名<br>【市男女共同参画事業への参加】<br>・ファミリークッキング 20名<br>・フォトコンテスト 10名<br>・親子俳句・川柳 2000名 |
| 3            | 農山漁村男女共同参画<br>事業推進の支援<br>家族経営協定の締結に向けた支援や、農畜産物の<br>加工・販売を行うグループ<br>の育成・支援をし、農業分<br>野における男女共同参画<br>推進体制を整備します。 | 農政課   | 農業の6次産業化を進める「下妻<br>食と農を考える女性の会」に対し、<br>イベント出展の際に支援等を行い<br>ました。   | а | 引き続き、家族経営協定の締結<br>推進や販売支援等を積極的に進<br>めます。   |
| <del>5</del> | (性の人材育成等  |       |  | • |  |
| 4            | 女性団体との連携促進<br>市内の女性団体との連携<br>を図り、男女共同参画社<br>会の実現を目指します。   | 市民協働課 | 男女共同参画社会の実現を目指<br>して、年2回の会議、市長とのタウ<br>ンミーティングを開催、市議会傍聴<br>など勉強会を行いました。   | b | 男女共同参画社会の実現に向けて、引き続き、女性団体間の連携を図り議会傍聴など市政について勉強を行います。   |
| 5            | 下妻市まちづくり女性スタッフ制度の充実及び活動の促進<br>女性の感性と視点を市政に取り入れるとともに、女性の積極的な行政参政でとを目的に、市政についての調査研究、勉強会、権します。                   | 市民協働課 | 平成28年度事業廃止<br>女性スタッフ制度<br>平成28年度新事業<br>まちづくり市民スタッフ会議   | а | まちづくり市民スタッフ会議スタッ<br>フとして活動をおこないます。   |
| \$           | て性職員の職域拡大   |       |  |   |  |
|              | 期日前投票立会人及び<br>投票立会人への女性登用<br>期日前投票立会人及び投票立会人に、女性及び若<br>者の登用の推進を図ります。  | 総務課   | 期日前投票立会人及び投票立会人への女性及び若者を登用しました。<br>【参議院議員通常選挙】<br>期日前投票立会人<br>延べ24名のうち女性12名<br>投票立会人<br>62名のうち女性10名  | b | 期日前投票立会人及び投票立会人<br>に、女性及び若者の登用の推進を<br>図ります。  |

#### 市職員の職域の拡大

総務課

7 管理職への女性の登用を行うなど、職域の拡大に努めます。

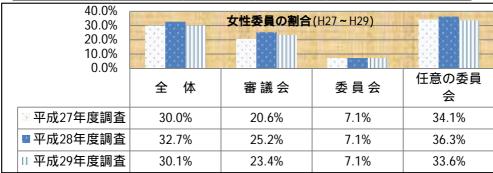
・任免、昇格、降格等審査会において、女性職員の係長級以上の役職への登用について検討しました。

・女性職員の意識啓発や職務能力の 向上を図るため、自治研修所や市町 村アカデミー等で実施される各種派遣 研修について情報を提供し、参加希 望を募りました。 女性職員の人材育成を図り、課長級 (管理職)、課長補佐級、係長級の各 役職段階の職員として積極的に登用 し、職域の拡大に努めます。

b

#### 下妻市の審議会・委員会・任意の委員会における女性委員の参画状況

|        | 前回調査(H28) | 前々回調査(H27) |       |       |       |
|--------|-----------|------------|-------|-------|-------|
|        | 割合        | 割合         |       |       |       |
| 全 体    | 1538      | 463        | 30.1% | 32.7% | 30.0% |
| 審議会    | 419       | 98         | 23.4% | 25.2% | 20.6% |
| 委員会    | 42        | 3          | 7.1%  | 7.1%  | 7.1%  |
| 任意の委員会 | 1077      | 362        | 33.6% | 36.3% | 34.1% |



内閣府と男女共同参画推進連携会議共同パンフレット

「ひとりひとりが幸せな社会のために男女共同参画社会の実現を目指して

(平成28年版)」 から抜粋

#### 1 各分野における『指導的地位』に女性が占める割合

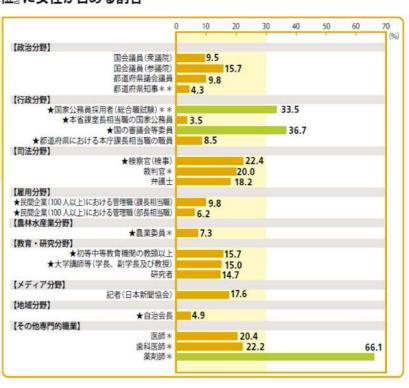
社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位\*\*に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標を設定し、取組を進めています。

- ※「指導的地位」の定義
- ①議会議員
- ②法人・団体等における課長相当職以上の者
- ③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い

#### 備考

- 1. 内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」 (平成27年12月) より一部情報を更新。
- 2. 原則として平成27年値。ただし、\*は26年値。 \*\*は28年値。
- なお、★印は、第4次男女共同参画基本計画に おいて当該項目が成果目標として掲げられている もの。





基本目標 男女があらゆる分野に参画できる体制の整備

主要課題 2 男性、子どもにとっての男女共同参画

| 事業<br>No. | 事業名及び内容   | 担当課 | 実施状況   | 達成<br>度 | 平成29年度事業予定  |  |  |  |  |  |
|-----------|---|-----|--|---------|---|--|--|--|--|--|
|           | 1)男性、子どもにとっての男女共同参画 男性、子どもにとっての男女共同参画   |     |  |         |   |  |  |  |  |  |
| 8         | 男性の料理教室の開催<br>(再掲)<br>男性の自立を目指し、男性を対象とした料理教室を開催します。   | 公民館 | 画<br><b>基本目標 事業 11 に掲載</b><br>実施しませんでした。   | b       | <b>基本目標 事業 11 に掲載</b><br>予定ありません。   |  |  |  |  |  |
| 9         | 小学校理科教育推進事業(再掲)<br>県の小学校理科教育推進事業(再掲)<br>県の小学極的に理科教りは事業に童の科学とをのは、理工をでは、理工をでいます。<br>明心を正正をでいます。<br>では、理工をでは、一点をでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で | 指導課 | 小学校の理科の授業において、<br>教科担任制を実施し授業公開を<br>行いました。<br>児童・生徒において、大学教員<br>等による科学自由研究の研修会<br>へ参加しました。 | а       | 県の小学校理科教育推進事業<br>に積極的に取り組み、児童の科<br>学への興味関心を高めることを<br>とおして、理工系分野への進学<br>や進出を促進します。 |  |  |  |  |  |

## 第4次男女共同参画基本計画

男女共同参画社会基本法に基づく基本計画として、平成27年12月25日に第4次男女共同参画基本計画が閣議決定されました。 第4次基本計画では、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、平成37年度末までの「基本的な考え方」並びに平成32年度末までを見通した「施策の基本的方向」 及び「具体的な取組」を定めています。

#### 基本的な方針(目指すべき社会)

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が 生きることのできる社会
- ③ 男性中心型労働慣行(注)等の変革等を通じ、 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実し た職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送 ることができる社会
- ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会
- (注) 勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤労や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働債行。

#### 施策の基本的方向と具体的な取組

| 政策領域  <br>あらゆる分野における女性<br>の活躍     | <ul> <li>1 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍</li> <li>② 政策・方針決定過程への女性の参画拡大</li> <li>③ 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和</li> <li>④ 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進</li> <li>⑤ 科学技術・学術における男女共同参画の推進</li> </ul> |
|-----------------------------------|---|
| 政策領域 II<br>安全・安心な暮らしの実現           | ⑥ 生涯を通じた女性の健康支援<br>⑦ 女性に対するあらゆる暴力の根絶<br>⑧ 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備   |
| 政策領域Ⅲ<br>男女共同参画社会の実現に<br>向けた基盤の整備 | <ul><li>⑨ 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備</li><li>⑩ 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進</li><li>⑪ 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立</li><li>⑫ 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献</li></ul>                                       |
| 政策領域V<br>推進体制の整備・強化               | <ul><li>・国内本部機構の強化、男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施(予算編成に向けた調査審議等)</li><li>・地方公共団体や民間団体等における取組の強化</li></ul>   |

#### 基本目標 男女があらゆる分野に参画できる体制の整備

主要課題 3 地域社会における男女共同参画の推進

| 事業<br>No. | 事業名及び内容   | 担当課         | 実施状況   | 達成<br>度 | 平成29年度事業予定  |
|-----------|---|-------------|--|---------|---|
| \ /       | 地域おこし、まちづくりの  |             | 女性の参画の推進   | -       |   |
| 爿         | 地域活動における男女共   | 可参画         |  |         |   |
| 10        | 農山漁村男女共同参画事業推進の支援(再掲)<br>家族経営協定の締結に向けた支援や、農畜産物の加工・販売を行うグループの育成・支援をし、農業分野における男女共同参画推進体制を整備します。                                       | 農政課         | 基本目標 事業 3 に掲載<br>農業の6次産業化を進める「下妻<br>食と農を考える女性の会」に対し、<br>イベント出展の際に支援等を行い<br>ました。  | a       | 基本目標 事業 3 に掲載<br>引き続き、家族経営協定の締結<br>推進や販売支援等を積極的に進<br>めます。   |
| 11        | 農業後継者育成支援事業の実施<br>農業経営についての研修、講習会を実施し、地域<br>農業の担い手となる後継者を育成します。   | 農政課         | 国の経営開始型青年就農給付金を活用し、新規就農者の掘り起こしを行いました。<br>地域農業のリーダー育成を目的に組織された興農研究会において、<br>視察研修を実施し農業に対する意<br>欲向上に努めました。   |         | 引き続き、農業後継者育成支援<br>を進めます。  |
| 12        | 市政モニター制度の実施<br>市政について、市民と行政の相互理解を図り、市民参加をより円滑に推進することを目的とする広聴制度を実施します。   | 秘書課         | 女性モニター11名が活動しました。(モニター総数16名)<br>モニター会議を開催しました。<br>(2回)<br>通信カードによるモニターから<br>の意見・要望等16件があったもの<br>に回答し、市政に反映させました。<br>(対応済み9件、検討課題5件、他<br>団体への働きかけ1件、対応でき<br>ないもの1件) | а       | 平成29年5月31日をもって、市政<br>モニター制度は廃止します。  |
| 13        | ボランティアの育成<br>障害者や高齢者の理解を深め、優しさや思いやりの心、また、助け合いの精神を養うことを目的に、ボランティア活動や地域の市民活動のきっかけづくりとなるよう入門編・体験編・活動編に分け、しもつまふくし塾として誰もが参加できる講習会を開催します。 | 社会福祉<br>協議会 | 一般市民対象としたボランティア育成 ・しもつまふくし塾 3回 登録ボランティア ・防災講座&交流会 29名参加 障害者理解促進講座 ・「障害のある子ってどんな気持ち」 27名参加  | а       | 障害者や高齢者の理解を深め、また、シニア層を対象に生きがい・健康<br>づくり、介護予防を目的とした活動の<br>できるボランティアの育成をします                                 |
| 14        | ボランティアサークルへの活動支援の充実<br>ボランティアサークルへの活動助成金の交付や、各サークルへの活動場所(福祉施設)との連絡調整や研修会などの情報提供により、各種ボランティア活動を支援します。                                | 社会福祉協議会     | ボランティアサークル活動助成金20サークル中16サークルの申請470,000円の交付下妻ボランティア連絡協議会助成金50,000円交付ボランティア保険補助486名分97,200円小中学校へ助成金12校471,000円交付   | а       | ボランティアサークル活動助成金20サークル分・・・500,000円下妻ボランティア連絡協議会補助金50,000円ボランティア活動保険補助200円×450名分小中学校へ福祉教育助成金12校分・・・480,000円 |

| 15    | ボランティア育成のための学習会の開催<br>ボランティア活動や福祉に関心を高め、これから活動をしたい人材を発掘、一般対象のでは、一様であるである。<br>ランティア入門・一様での教します。<br>高めるたり、一様での教のでは、一様でのない。<br>はないでは、一様では、一様では、一様であるが、<br>ランティア人では、一様であるが、<br>ランティア人では、一様では、一様であるが、<br>ランティア人では、一様では、一様であるが、<br>ランティア人では、一様であるが、<br>ランティア人では、一様では、<br>一様では、一様では、<br>ランティア人では、一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様である。<br>一様では、<br>一様でも、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様では、<br>一様でも、<br>一様でも、<br>一様でも、<br>一様でも、<br>一様でも、<br>一様でも、<br>一様でも、<br>一様でも、<br>一様でも、<br>一様でも、<br>一様でも、<br>一様でも、<br>一様でも、<br>一様でも、<br>一様でも、<br>一様でも、<br>一様でも、<br>一様でも、<br>一様でも、<br>一様でも、<br>一様でも、<br>一様でも、<br>一様でも、<br>一様でも、<br>一様でも、<br>一様でも、<br>一様でも、<br>一様でも、<br>一様でも、<br>一様でも、<br>一様でも、<br>一様でも、<br>一様でも、<br>一様でも、<br>一様でも、<br>一様でも、<br>一様でも、<br>一を<br>一を<br>一を<br>一を<br>一を<br>一を<br>一を<br>一を<br>一を<br>一を<br>一を<br>一を<br>一を | 議会        | スクエアステップエクササイズ講座<br>・第1回 65名参加 講演会&体験<br>会<br>・第2回 29名参加 リーダー養成講<br>習会<br>・第3回 25名参加 指導員養成講<br>習会<br>受講者による新たなサークルが結<br>成され、地域に向けた活動へ繋ぐこと<br>ができました。<br>福祉教育支援<br>12校・・・46体験、延べ2,291名の児<br>童生徒が体験 | а | シニア層を対象に、趣味活動から<br>生きがいづくりに繋がるような講座を<br>開催し、ボランティア活動につなげま<br>す。<br>地域の中で"ともに生きる力"を<br>育む福祉教育を目指し、学校と地域<br>の繋ぎ役として市内小学校9校、中<br>学校3校の福祉体験等のサポートを<br>行います |
|-------|--|-----------|---|---|--|
| 16    | 男女共同参画の視点に立った防災計画の策定<br>災害時の避難生活に備えて、地域防災計画改定の際、男女共同参画の視点を盛り込みます。  | 消防交通課     | 下妻市防災会議に、下妻市男女共同参画推進副委員長をはじめ6名の女性に委員を委嘱しております。  | а | 今後も、女性委員等に参加していた<br>だき、広〈意見を聞いていきます。   |
| 17    | 防犯活動(防犯ボランティア活動)の推進<br>市民が、安全で安心な地域づくりに寄与することを目的として、自己の健康増進のために行うウォーキングやジョギングとあわせてパトロールを行います。  | 消防交通課     | 加入者に対して講習会等を通じ、防犯<br>意識の高揚を図りました。<br>平成29年3月末現在で661名の登録。  | а | パンフレットやホームページ等を利用し、制度の周知を行い、新規加入者数を確保していきます。また、引き続き、市民が、安全で安心な地域づくりに寄与することを目的として、自己の健康増進のために行うウォーキングやジョギングとあわせてパトロールを行います。                             |
| 18    | 消防団への女性の加入<br>推進<br>女性に、下妻市消防団に<br>加入していただき、本部付<br>け団員として、住民に対す<br>る防火教育などの広報等<br>を実施し、女性の持つソフトな面を活かします。   | 消防交通課     | 加入促進の広報活動に努め、8名が<br>加入しております。   | a | 今後も広報誌等を活用し、勧誘に<br>努めていきます。  |
| 年度新規事 | 婦人防火クラブの活動の充実<br>火災防止のため、市主催の消防出初式、防災訓練、火災予防広報パレード等への参加協力をし、予防・消防活動の普及高揚を図ります。   | 消防交通<br>課 | 74名のクラブ員が、市主催の消防<br>出初式、防災訓練等へ参加協力<br>し、予防・消防活動の普及高揚を<br>図りました。   | a | 今後も、市主催の消防出初式、<br>防災訓練、火災予防広報パレー<br>ド等へ参加協力し、防火に関す<br>る活動を行っていきます。   |

#### 交通安全教育の実施 各市内10分会(小学校区) で組織される、「交通安全 「交通安全母の会下妻支部」、「交通 母の会下妻支部」、「交通 市内の小・中学校(12校)において、 安全協会下妻支部」による交通安全 安全協会下妻支部」によ 警察署、交通関係団体の協力を得 の啓発を行います。 る事業を実施します。 て、交通安全教室を実施しました。 事業内容 事業内容 交通安全母の会下妻支部が中心と 保育園、幼稚園、小・中学校にお 保育園、幼稚園、小· なり、交通安全ポスターコンクールを ける交通安全教育への協力推進 中学校における交通安全 消防交通 実施し市内小学校から671点の応募 а 教育への協力推進 課 がありました。関係団体の協力を得 交通安全よいこの表彰、交通安全 ポスターコンクールの表彰等 て、表彰、展示を行い交通安全の意 交通安全よいこの表 識の高揚を図りました。 彰、およびポスターコン 地域、職域における交通安全座談 クール等の表彰 交通安全協会下妻支部において、 会、講演会並びに講習会の開催等 地域、職域における交 全国交通安全運動期間中に通学路等 通安全座談会、映画会、 で立咐指導を実施しました。 立哨指導(交通安全協会下妻支 講演会並びに講習会の開 部) 催等 立哨指導(交通安全協 会下妻支部) こともを守る 子どもを守る110番の家 110番の家 事業の実施 誘拐やわいせつ行為等の事件、 誘拐やわいせつ行為等の 事件、事故から子どもを守 るため、警察や小・中学 20 校·PTA等と連携しなが 指導課 ら、通学路に面した、一般 保護者や教職員が「子どもを守 家庭や商店、コンビニエン る110番の家」を訪問するなどし

#### 『こどもを守る110番の家』

ボランティア活動の一種であり、子供たちが街で知らない人から「声かけ」、「痴漢」、「つきまとい」など の被害を受けたときに助けを求めて逃げ込むための場所で、子供たちを保護し、警察や学校等への 通報を行ってくれます。

情報交換を行いました。

て、緊急避難場所としての依頼や

平成28年度「子どもを守る110 番の家」件数は892件でした。

#### シンボルマークについて

スストア等を緊急避難場

番の家事業を展開しま

す。

所として、子どもを守る110

茨城県では、児童・生徒等が他の学区でもこどもを守る110番の家であることが認識できるように、茨 城県教育庁と協議して、シンボルマークを「親子カンガルーマーク」に統一しています。

#### 「ひばりくん防犯メール」

茨城県民の皆さまが身近な犯罪から身を守るために必要な犯罪の発生・防犯対 策情報や子ども・女性に対する声かけ事案情報、交通事故情報、県警からのお 知らせなどを希望者のパソコンや携帯電話にメールで配信するサービスです。

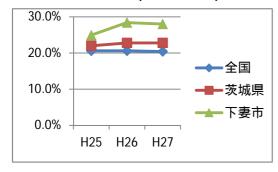
#### 登録方法

登録用メールアドレス(add@mail1.police.pref.ibaraki.jp)に空メール(件名、本 文記載のないメール)を送信して、案内に従って手続きを行っていただきます。 バーコードリーダー機能付きの携帯電話を御利用の場合、登録用「QRコード」

事故から子どもを守るため、警察 や小・中学校・PTA等と連携しな がら、通学路に面した、一般家庭 や商店、コンビニエンスストア等 を緊急避難場所として、子どもを 守る110番の家事業を展開しま す。

| <u> </u> | 環境分野での男女共同参画  |       |  |   |   |  |  |  |  |
|----------|---|-------|--|---|---|--|--|--|--|
| 21       | ごみ減量推進員制度の充実<br>地域住民に対し、日常生活から排出されるごみの正しい知識の普及と、地域におけるごみ減量化について啓発を行うごみ減量推進員制度の充実を図ります。  | 生活環境課 | 「可燃ごみ不燃ごみ分け方・出し方のポイント」及び「資源ごみ有害ごみ分け方・出し方のポイント」等のチラシをごみ減量推進員に配布し、ごみの分別等について普及啓発を行ないました。 | а | 引き続き、ごみの減量・分別の普及<br>啓発に努めます。                              |  |  |  |  |
| 22       | 環境保全等推進事業の充実<br>環境の保全に関する基本方針の策定、環境対策をの機力が<br>では関する基本方針の策定の保全に関する<br>ででは関する<br>ででである。<br>ででは、では、では、では、では、でいる。<br>ででは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、 | 生活環境課 | 開催する案件がな〈、下妻市環境審議<br>会を開催していません。   | b | 環境の保全に関する基本方針の<br>策定、環境対策その他環境の保<br>全に関し審議会を開催していき<br>ます。 |  |  |  |  |
| 23       | 地球温暖化対策地域協議会の充実<br>市民及び児童生徒を対象<br>とした温暖化対策の普及<br>啓発活動の実施並びに温<br>暖化対策に係る施策を会<br>員から提言しています。  | 生活環境課 | しもつま砂沼フェスティバルにおける環境ブースの運営や、商業施設での環境カルタ大会などにおいて、温暖化対策や環境保全に対する普及啓発活動を行ないました。            | а | 温暖化対策の普及啓発活動について、会員が率先して活動します。                            |  |  |  |  |

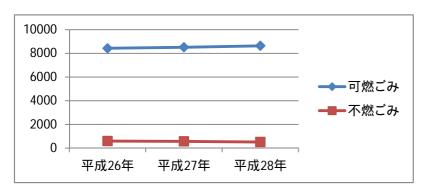
#### 再生利用(リサイクル)率



|      | H25   | H26   | H27   |
|------|-------|-------|-------|
| 全国   | 20.6% | 20.6% | 20.4% |
| 茨城県  | 22.0% | 22.8% | 22.8% |
| 下妻市  | 24.9% | 28.4% | 28.0% |
| 県内順位 | 10位   | 6位    | 7位    |

#### 下妻市の可燃ごみ、不燃ごみ収集量(単位:

(収集量+直接搬入)



|      | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 |
|------|-------|-------|-------|
| 可燃ごみ | 8422  | 8508  | 8629  |
| 不燃ごみ | 594   | 563   | 510   |

#### 3R政策



- ·ごみの量を減らそう
- ・繰り返し使おう
- ・資源として活かそう

3R(スリーアール)とは、 環境と経済が両立した循 環型社会を形成していくた めのキーワードです。(経 済産業省)

#### 基本目標 男女の多様なライフスタイルを可能にする環境の整備

主要課題 1 男女の仕事と生活の調和

|           | 工女味恩 「カメの仕事とエルの制作  |       |   |     |  |  |  |  |
|-----------|--|-------|---|-----|--|--|--|--|
| 事当<br>No. | 事業名及び内容  | 担当課   | 実施状況  | 達成度 | 平成29年度事業予定   |  |  |  |
| (1        | (1)仕事と生活の調和の実現に向けた意識啓発   |       |   |     |  |  |  |  |
|           | ワーク・ライフ・バランスの推進  |       |   |     |  |  |  |  |
| 1         | 市職員の時間外勤務縮減<br>職場の業務量を把握し適切な人員<br>配置を行うとともに、週1回のノー残<br>業デーの徹底を図るなど、時間外勤<br>務の縮減を行います。  | 総務課   | 職務調査の実施により各課の業務量を<br>把握し、人員を配置する際の資料としま<br>した。  | b   | 引き続き職務調査を実施し、人員<br>を配置する際の資料とします。  |  |  |  |
| 2         | ワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供(再掲)<br>ワーク・ライフ・バランスに関する情報を広報等により啓発し、普及に努めます。   | 市民協働課 | 基本目標 事業 8 に掲載<br>仕事と家庭の調和の大切さについて、広報紙等に掲載しました。また、会議等を利用して、パンフレットを配布し、啓発・普及に努めました。<br>お知らせ版への掲載回数 2回 | а   | 基本目標 事業 8 に掲載<br>引き続き、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、広報紙等により啓発・普及に努めるとともに、<br>講座等を開催し、理解を求めていきます。  |  |  |  |
| _         | (2)仕事と子育ての両立支援の推進  |       |   |     |  |  |  |  |
| i         | 総合的な子育て支援の充実   |       |   | _   |  |  |  |  |
| 3         | 5か月児健診時読み聞かせの実施 幼児期から絵本に親しむことにより豊かな心を育むとともに、親子のコミュニケーションを図ることを目的とし、図書館職員と母子推進員が保護者に絵本を介した語りかけの大切さ、読み聞かせの方法等について話をします。実際に絵本の読み聞かせをした後、絵本の紹介等の個別相談も受けます。 | 図書館   | 保健センターでの5ヶ月児健診に併せて、乳幼児期の読み聞かせの大切さを話ました。<br>参加人数315人   | а   | 【ブックスタート事業の実施】<br>赤ちゃんのときから絵本に親しむことにより豊かな心を育むとともに、親子が絵本を介して心ふれあうひとときを持つきっかけを作ることを目的として実施します。保護者に絵本を介して赤ちゃんに語りかけることの大切さ、読み聞かせの方法等について話をし、絵本についてのアドバイスブックと絵本1冊をプレゼントします。 |  |  |  |
| 4         | 図書館子育て支援事業の実施<br>幼児期からの読み聞かせ等により、<br>知性だけではな〈徳育も同時に育む<br>ことの大切さを伝えるとともに、事業<br>を通して、保護者同士が情報交換な<br>どをして交流する機会を提供しま<br>す。                                | 図書館   | ボランティアの協力及び職員により、読み聞かせを実施しました。<br>参加人数886人  | а   | 引き続きボランティアの協力と職員<br>にて乳幼児期の読書との出会いや<br>楽しさを知ってもらうため実施しま<br>す。  |  |  |  |

#### 用語解説) 仕事と家庭との調和(ワーク・ライフ・パランス)とは?

仕事と家庭との調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としており、具体的には、就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会を目指す考え方。(内閣府)

|           |   |            | T  |   | ı   |
|-----------|---|------------|--|---|---|
| 5         | 子どもの遊び場設置・運営費補助事業の実施<br>設置費補助事業:子どもを育成する地域団体が設置する遊び場に対して、その経費の一部を補助します。<br>運営費補助事業:地域団体が設置した子どもの遊び場の運営費の一部を補助します。   | 子育て<br>支援課 | 子供の遊び場54ヶ所に対し、運営費の一部補助を実施しました。   | а | 子どもの遊び場を新設した場合に、経費の一部を補助します。<br>運営費の一部を補助します。   |
| H24年度新規事業 | 地域子育て支援センターの整備・<br>活動事業<br>子育て中の親子が気軽に集い、相<br>互交流や子育て不安・悩みを相談で<br>きる場を提供し、子育ての不安感等<br>を緩和し、子どもの健やかな成長を<br>促進します。<br>交流スペース<br>子育て相談                                     | 子育て支援課     | 西原保育園内「あうる〈らぶ」及びもみの木保育園旧園舎内「もみの木ふれあい広場」に業務を委託しました。 1日平均利用者数 児童 21名保護者 17名  | a | 西原保育園及びもみの木保育園に業務委託し、市内2か所でセンターを開設します。<br>また、地域交流センター「わいわいハウス」を利用した出張ひろば型を1か所開設します。                   |
| 6         | ファミリーサポートセンター事業の<br>実施<br>安心して仕事と育児ができるように、<br>子育ての援助を受けたい人、援助し<br>たい人が助け合う地域のネットワー<br>クをつくり、在宅でお子さんを一時的<br>に預かります。<br>利用会員 市内に在住・在勤し、生<br>後3ヶ月~12歳までの乳幼児・児童<br>を抱える保護者 | 社会福祉協議会    | 実績:会員数733名<br>(利用会員620名、協力会員86名、両方会員27名)<br>活動実績:876.0時間<br>利用件数:1,890件<br>協力会員養成講座:9校座 (18時間)<br>参加者:延べ109名(1講座平均12名)<br>ファミサポ通信(全面カラー)全戸配布 | a | 安心して仕事と子育ての両立ができるよう支援をするため、子育て支援協力会員の養成講座の開催内容:8講座 1講座20名募集ファミサポ通信の発行で協力会員の拡大とに努めます。<br>年1回の発行 13000部 |
| 7         | 子育て支援事業「うぇるきっず」の実施 子育て支援の環境づくりに資することを目的とし、託児などの援助を受けたい者と援助を行いたい者を組織して、会員間の相互援助活動を支援し、臨時的、補助的、突発的な希望に対しセンターでサービスを行います。 利用会員 市内に在住・在勤するおおむね生後6ヶ月~12歳までの乳幼児・児童を抱える保護者      | 社会福祉協議会    | 利用実績:7,515時間<br>活動実績:6,368時間<br>協力会員定例会<br>年3回(内視察研修:ひたちなか市)   | a | 安心して仕事と子育ての両立ができるよう支援をするため、子育て支援協力会員の養成講座の開催内容:8講座 1講座20名募集ファミサポ通信の発行で協力会員の拡大とに努めます。<br>年1回の発行 13000部 |
| 8         | おもちゃの広場(子育てサロン)の<br>実施<br>子育て中の親子が集い、それぞれ<br>の地域性にあった内容で同じ悩み<br>や情報交換ができる場所として、各<br>地区で開設します。   | 社会福祉協議会    | 市内7ヶ所で開催<br>全98回の開催 参加延べ人数1148<br>名<br>平成29年度3月で終了2ヶ所  | b | 地域の子育でサロンから目的や趣味のあった親子が集まるサロンの形に変わり、新規立ち上げサロンや既存サロンへの情報提供や相談支援を行います<br>既存のサロン:5ヶ所                     |

| 仔  |  |            |   |   |  |
|----|--|------------|---|---|--|
| 9  | 幼稚園預かり保育推進事業の実施<br>下妻市立幼稚園園児のうち保護者が希望する園児について、幼稚園の教育時間終了後又は夏休み等の長期休業中において預かり保育を行います。   | 学校教育<br>課  | 公立幼稚園全園(6園)で実施しました。<br>毎日約45名   |   | 下妻市立幼稚園園児のうち保護者が希望する園児について、幼稚園の教育時間終了後または夏休み等の長期休業中において預かり保育を行います。   |
| 10 | 保育の実施<br>児童福祉法に基づき、保護者の労働・病気等の理由により、家庭で児童(0歳~小学校就学前)の保育をできない場合、保育を実施し(社会福祉法人の認可保育所への委託含む)、児童の健全育成を図るとともに、安心して出産や就労ができる環境を整えます。   | 子育て<br>支援課 | 市内6園(下妻・きぬ・法泉寺・大宝・西原・もみの木)で延8,646名、小規模保育1園(もみの木フレンズ)で延134名、市外20園で延579名の保育を実施しました。 |   | 児童福祉法に基づき、保護者の労働・病気等の理由により、家庭で児童(0歳~小学校就学前)の保育をできない場合、保育を実施し(社会福祉法人の認可保育所への委託含む)、児童の健全育成を図るとともに、安心して出産や就労ができる環境を整えます。                  |
| 11 | 延長保育事業の実施<br>保護者の就労形態の多様化に対応<br>するため、開所時間11時間を超えて<br>延長保育をしている認可保育所に<br>対し、補助を行います。  | 子育て<br>支援課 | 市内民間保育所4園(法泉寺·大宝·西原·もみの木)において、30分延長保育を実施し、経費の一部を補助しました。                           | а | 保護者の就労形態の多様化に対応するため、開所時間11時間を超えて延長保育をしている認可保育所に対し、補助を行います。   |
| 12 | 一時預かり事業の実施<br>保護者の疾病、災害、事故、冠婚葬祭その他これらに類する事由及び保護者の私的事由により緊急に保育を必要とする児童に対して、市内認可保育園において保育サービスを提供します。   | 子育て<br>支援課 | 市内認可保育園6園において、延べ409<br>名の受入れを行いました。   |   | 保護者の疾病、災害、事故、冠婚<br>葬祭その他これらに類する事由及<br>び保護者の私的事由により緊急に<br>保育を必要とする児童に対して、市<br>内認可保育園において保育サービ<br>スを提供します。                               |
| 13 | 子育て支援短期利用事業の実施<br>児童を養育している家庭の保護者<br>が疾病その他の理由により、家庭に<br>おいて児童を養育することが一時的<br>に困難となった場合又は、経済的な<br>理由により緊急一時的に保護が必<br>要となった母子を市内児童養護施<br>設に保護します。<br>短期入所生活援助(ショートスティ)事業(土日祝受け入れ可) | 子育て支援課     | 一時的に児童を養育することが困難となった場合等に、養育及び保護を行いましたが、利用実績はありませんでした。                             | h | 児童を養育している家庭の保護者が疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合又は、経済的な理由により緊急一時的に保護が必要となった母子を市内児童養護施設に保護します。<br>短期入所生活援助(ショートスティ)事業(土日祝受け入れ可) |
| 14 | 児童福祉施設(保育所)子育で支援体制緊急整備事業<br>民間認可保育所における乳幼児の保育に対し、これに従事する非常勤の保育士の雇用費用を補助します。  | 子育て<br>支援課 | 実施していない   | d | 実施予定なし   |

|    |   |            | -   |   |  |
|----|---|------------|---|---|--|
| 15 | 民間保育所運営費補助事業の実施<br>市内民間認可保育所を運営するものに対し、運営費の一部を予算の範囲内で補助し、児童福祉の向上を図ります。  | 子育て<br>支援課 | 市内民間保育所4園に対し、補助を実施しました。   | а | 平成28年度末で事業廃止となりま<br>した。  |
| 16 | 児童館整備・活動事業の実施<br>児童に健全な遊びを与えて、その健<br>康を増進し情操を豊かなものにする<br>ために児童館に対し、整備及び活動<br>費の一部を補助します。  | 子育て<br>支援課 | 平成23年度事業廃止  | d | 要望がないことから事業廃止  |
| 17 | 放課後児童健全育成事業の実施<br>小学校1年生から6年生の児童で放<br>課後、保護者のいない児童を対象に<br>学校の余裕教室等で指導員を配置<br>して適切な遊びや生活の場を提供し<br>ます。                            | 子育て<br>支援課 | 市内15クラブ(やはた、第二やはた、も<br>みの木、もみの木第2、いずみ、弘徳保<br>育園、下妻小第1、下妻小第2、ひまわり、大形小、宗道小、宗道小第2、騰波<br>ノ江、プレールアフタースクール、とよっ<br>こ園)で実施しました。<br>月平均登録児童者数 492名 | a | 放課後、保護者のいない児童を対象に学校の余裕教室等で指導員を配置して適切な遊びや生活の場を提供します。<br>平成29年度から、総上小学校児童保育クラブを新規開設し、市内16クラブで実施します。    |
| -  | 子育て家庭への経済的支援  |            |   |   |  |
| 18 | 児童手当の支給<br>中学校修了前の子どもを養育している方に対して児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に目的に手当を支給します。                                     | 子育て支援課     | 中学校終了前の児童を養育している方に支給しました。<br>H29.3.31現在 実受給者数3,333名   | а | 中学校終了前の児童を養育している方に対して児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長を目的に手当を支給します。                      |
| 19 | チャイルドシートリサイクル事業の実施<br>下妻地区交通対策連絡協議会(下妻市・八千代町)では、6歳未満児の子どもにも着用が義務付けされているチャイルドシートの再利用促進と着用率向上のため、使用しなくなったチャイルドシートを再利用し、希望者に提供します。 | 消防交通課      | お知らせ版やホームページ、フェイスブック等により、事業内容やリサイクル登録されたチャイルドシートの画像等を掲載し、利用促進を図りました。<br>譲渡成立なし  | b | 下妻地区交通対策連絡協議会(下妻市・八千代町)では、6歳未満の幼児に使用が義務付けされているチャイルドシートの再利用促進と着用率向上のため、使用しなくなったチャイルドシートを再利用希望者に提供します。 |
| 20 | 私立幼稚園就園奨励費補助事業の実施<br>市が事業主体となって、私立幼稚園に在籍する満3歳から5歳の保護者を対象に、所得状況に応じた保護者の経済的負担の軽減と公私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を目的に、幼稚園の入園料及び保育料を軽減します。       | 学校教育<br>課  | 私立幼稚園に就園する満3歳から5<br>歳の保護者に補助金を支給しました。<br>平成28年度実績<br>対象者 70名<br>補助総額 10,398,100円  | a | 継続して実施します。   |

|    | 私立幼稚園保護者負担軽減事業の実施<br>私立幼稚園に就園する5歳児をもつ保護者に対し、負担の軽減と幼児教育の振興に資することを目的とし、1,000円/月を補助します。   | 学校教育課      | 平成26年度で事業終了<br>(28年度実施なし)                                     | d | 平成26年度で事業終了<br>(29年度実施なし)  |
|----|--|------------|---|---|--|
| J  | 「自じの伯談体制の元夫」<br>「  |            |   |   |  |
| 22 | 子育て電話相談事業の実施<br>家庭児童相談室及び市内認可保育<br>園において、子育てに関する電話相<br>談を行います。(随時、無料)  | 子育て<br>支援課 | 家庭相談員·各保育園主任保育士を中心に実施しました。                                    | b | 家庭児童相談室及び市内認可保育園において、子育てに関する電話相談を行います。<br>(随時、無料)                    |
| 23 | 民生・児童委員による子どもに関する相談活動の実施<br>民生・児童委員が子どもに関することを含めて各種の相談に対応することにより、地域に根ざした相談・支援体制の充実を図ります。(随時・無料)  | 子育て<br>支援課 | 主任児童委員·家庭相談員の連携により実施しました。                                     | b | 民生・児童委員が子どもに関することを含めて各種の相談に対応することにより、地域に根ざした相談・支援体制の充実を図ります。 (随時・無料) |
| 24 | 家庭児童相談室事業の実施<br>家庭児童の健全育成を図るため、<br>家庭児童相談室を設け2名の相談<br>員を配し、相談・指導業務を行います。   | 子育て<br>支援課 | 家庭児童相談室に2名の相談員を配置、相談指導業務を実施しました。<br>相談実人員 231名<br>延件数 832件    | а | 家庭児童の健全育成を図るため、<br>家庭児童相談室を設け2名の相談<br>員を配し、相談・指導業務を行います。             |
|    | 子育てアドバイザー派遣事業の充実<br>個々の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図るために、子育てOB(経験者)や保健師、助産師、保育士等で「子育てアドバイザー研修を修了した者」を特別な子育て支援が必要な家庭に派遣し、育児、家事等の援助や育児に関する具体的な技術指導などの養育支援を行います。 | 保健<br>センター | こんにちは赤ちゃん事業や乳幼児健<br>診・相談、家庭訪問等により、対応・解<br>決できたため派遣には至りませんでした。 | b | 実施要綱に基づき、派遣が必要なケースについては子育てアドバイザーを派遣し、養育支援を行います。                      |

場の提供を行います。

|           |  |            |   |     | [基本目標  |
|-----------|--|------------|---|-----|--|
| 26        | 子どもの発達支援連絡会の形成<br>関係機関のネットワークを強化し、<br>障害のある子、発育・発達、養育環境に問題がある子やその家族に対して適切な療育、育児支援が継続してなされるよう支援します。<br>【メンバー】<br>小児科医、常総保健所、筑西児童相談所、養護学校、ろう学校、小学校、保育園、幼稚園、教育委員会、福祉課、子育て支援課、社会福祉協議会、保健センター 他 | 保健<br>センター | 年2回開催(8月と2月)。<br>市の乳幼児健診の結果や課題、発達<br>支援体制の紹介。支援を要するケース<br>についてはケース検討を実施し、各関<br>係機関との情報共有や意見交換を行い<br>ました。また次年度から実施する『5歳<br>児発達相談』について、小児科医から<br>の講演を受け発達障害への理解を深<br>め、さらに実施方法や内容等について<br>それぞれの立場から意見を出し検討し<br>た。 | а   | 引き続き年2回実施し、さらに関係<br>機関との連携を強化する。   |
|           | 要課題 2 雇用の場における均等な  | は機会と行      | 寺遇の確保   |     |  |
| 事業<br>No. | 事業名及び内容  | 担当課        | 実施状況  | 達成度 | 平成29年度事業予定   |
| ` ′       | 地元企業における就労環境の整備  |            | 多様な働き方の支援   |     |  |
| 爿         | 也元企業における就労環境の整備<br>「   | 支援         |   |     |  |
| 27        | 下妻市働〈婦人の家の管理・運営<br>男女雇用機会均等法に基づき、働〈<br>女性の福祉の増進を図るため職業<br>生活等に必要な援助を与え、その地域におけるこれら女性の福祉に関す<br>る事業を総合的に行うことを目的と<br>して設置している働〈婦人の家において、主に、働〈女性のための文化<br>講座の開催や女性のクラブ活動に<br>場の提供を行います。        | 商工観光<br>課  | 文化及び体育講座を開催し、延<br>1,217名が受講しました。<br>また、施設の年間利用人員は、<br>8,293名でした。  | а   | 男女雇用機会均等法に基づき、働〈女性の福祉の増進を図るため職業生活等に必要な援助を与え、その地域におけるこれら女性の福祉に関する事業を総合的に行うことを目的として設置している働〈婦人の家において、主に、働〈女性のための文化講座の開催や女性のクラブ活動に場の提供を行います。 |
| 28        | 下妻市勤労青少年ホームの管理・運営<br>勤労青少年の健全な育成と福祉の<br>増進を図るために設置している、勤<br>労青少年ホームにおいて、主に、青<br>年文化講座の関係や勤労害の年の  | 商工観光<br>課  | 文化及び体育講座を開催し、延786<br>名が受講しました。<br>また、施設の年間利用人員は、<br>8,122名でした。  | а   | 勤労青少年の健全な育成と福祉の増進を図るために設置している勤労青少年ホームにおいて、主に、青年文化講座の開催や勤労青少年のクラブ活動に提の提供を行います   |

#### 基本目標 男女の多様なライフスタイルを可能にする環境の整備

年文化講座の開催や勤労青少年の

クラブ活動に場の提供を行います。

|    | 多様な働き方の支援   |       |   |   |  |  |  |  |  |
|----|---|-------|---|---|--|--|--|--|--|
| 29 | チャレンジ支援の広報等による啓発<br>関係機関の発行するチャレンジ支援のための研修会や講習会の情報を<br>広報等により提供します。 | 市民協働課 | 県が開催する研修会や講習会の情報をお知らせ版に掲載して、情報を提供し、意識の啓発を図りました。<br>お知らせ版掲載回数 2回 | а | 引き続き、研修会や講習会の情報<br>を広報紙等に掲載し、意識の啓発<br>を図ります。 |  |  |  |  |

#### 基本目標 誰もが健やかに安心して暮らせる健康づくりと福祉の充実

主要課題 1 生涯を通じた男女の健康支援

| 事業  | と<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>の<br>健康  |            |  |          | _ ,, , , _ , , , , , , , , , , , , , ,   |
|-----|--|------------|--|----------|--|
| No. | 争業石及び内容  | 担当課        | 実施状況   | 達成度      | 平成29年度事業予定   |
| /   | 生涯を通じた男女の健康保持・増  |            | に応じた健康支援   |          |  |
| E   | E涯を通じた男女の健康保持・増進<br>I  |            |  | <u> </u> |  |
| 1   | 住民基本健診の実施<br>生活習慣病予防・改善のための特定健康診査を市民に実施します。特定健康診査の結果、メタボリックシンドローム予備軍及び該当者となられた方には特定保健指導を実施します。また、胸部レントゲン・喀痰・前立腺がん・肝炎ウイルス検査は、該当年齢で希望される方に同時実施します。 | 保健<br>センター | 特定健康診査受診者3,468名、特定保健指導実人数202名に実施しました。特定保健指導は、積極的支援43名、動機づけ支援159名に生活習慣病予防のための指導を実施しました。胸部レントゲン検査 4,580名 1,386名 4 1,386名 1,386名 1,386名 1,386名 1,386名 1,251名 方 1,251名 7 2 5 がん検診 1,548名 1,548名 1,197名 |          | 生活習慣病予防・改善のため、特定健康診査を実施します。この結果、メタボリックシンドローム予備軍及び該当者となった方には、特定保健指導を実施します。みなさんが利用しやすく、また保健指導を受け生活習慣改善のための指導および集団指導を実施します。それに該当しない方にも生活習慣病予防のための健診結果説明会を用談、教室を開催しております。また各がん検診等は、該当年齢の方に受診勧奨をし、希望者に検診を実施します。 |
| 2   | 夜間応急診療所の開設<br>夜間に於ける市民の応急医療を行<br>うため、土日祝祭日(元日を除く)に<br>市保健センターにおいて診療しま<br>す。  | 保健<br>センター | 診療日数 121日<br>受診者数 内科 191名<br>(うち小児40名)   | а        | 引き続き、休日に於ける市民の応急<br>医療を行うため、土日祝祭日(元日<br>を除く)に委託医師が当番で診療し<br>ます。  |
| 3   | 休日在宅当番医事業の実施<br>休日に於ける市民の応急医療を行<br>うため、日祝祭日(元日を除く)に市<br>内医療機関が当番で診療します。  | 保健<br>センター | 診療日数 70日<br>受診者数 1,657名  | а        | 引き続き、休日に於ける市民の応急<br>医療を行うため、日祝祭日(元日を<br>除く)に市内医療機関が当番で診療<br>します。   |
| 4   | 保健医療サービス等情報提供の充実 市のホ・ムページや広報紙への掲載、ポスターの掲示及びパンフレット、リーフレット、チラシの配布等により、保健医療サービスや保健センター事業等の情報提供を行います。  | 保健<br>センター | 市のホームページ、広報しもつま、お知らせ版等への掲載。 ポスター掲示やチラシ配布、 ママサポしもつまでのメール配信等により情報提供を行いました。   | а        | 引き続き、市のホームページ、広報<br>しもつま、お知らせ版、フェイスブッ<br>ク等への掲載。ポスター掲示やチラ<br>シ配布等により情報提供を行いま<br>す。   |

|   | ī   |                      | T :   |   | T  |
|---|---|----------------------|---|---|--|
| 5 | 骨粗しょう症検診の実施<br>25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の女性を対象に骨粗しょう症の早期発見・早期治療を目的に検診を実施します。また、骨粗しょう症の成り立ちや予防のための知識を普及し、随時健康相談を行います。 | 保健<br>センター           | 25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の<br>節目の女性を対象に骨粗しょう症検診<br>を行いました。<br>4日間で227名受診   | a | 25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の女性を対象に骨粗しょう症の早期発見・早期治療を目的に検診を実施します。また、骨粗しょう症の成り立ちや予防のための知識を普及し、健康相談や予防教室を計画しています。 |
| 月 | 男女の健康づくり支援 タール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  |                      | T   |   |  |
| 6 | 食生活改善推進員の育成<br>食生活の重要性を認識し、生活習<br>慣病のための正しい栄養・食生活の<br>普及及び地域の健康づくり・食育の<br>普及に積極的に参加し、地域の食<br>生活改善運動を推進します。                | 保健<br>センター           | 高齢者健康づくり料理講習会、3歳児健診時のおやつ作り、砂沼フェスティバルでの食育普及活動、住民健診時の伝達活動等健康づくりのための食生活改善指導、ふれあいサロンでの栄養講話を実施しました。また、県の委託事業として、茨城食文化伝承事業、親子食育教室、食育推進事業、生涯骨太クッキング、ヘルスメイトが繋ぐパーナーシップ事業した。その他、保健センター事業への協力、研修会を実施しました。その他会を実施しました。活動合計 109回参加推進員 延668名被指導者 6,230名 | а | 食生活の重要性を認識し、地域の健康づくり、食育の普及活動に積極的に参加し、地域の食生活改善運動を促進します。   |
| 7 | 運動教室(昼の部・夜の部)の実施<br>各自が運動の重要性や具体的な運動方法を知り、自分に合った運動を継続し、健康維持・増進、体力の向上が図れるよう支援することを目的に実施します。<br>対象者:おおむね65歳以下               | 保健<br>センタ・・生<br>涯学習課 | 保健センター、生涯学習課共同で実施しました。<br>エアロビクス、骨盤体操、キックボクササイズ、ボディメンテナンス等8回×3コース24回実施し、参加者延507名。   | а | 引き続き、保健センター、生涯学習課と連携し、日中・夜間の教室を実施し(昼8回×2コース、夜8回×1コース)、運動習慣のきっかけづくりと継続を促進する。                                      |
| 8 | 健康相談事業の実施<br>特定健診や各種がん検診の場、電<br>話や保健センター窓口で随時健康<br>相談に応じます。   | 保健<br>センター           | 毎月1回健康相談事業として、疾病や食生活、運動についての講話や相談などを実施し、12回で延766名が参加しました。また、各健診会場での健康相談は30回で1,092名、健診結果説明会等で20回338名に実施しました。その他、随時窓口での相談や電話での健康相談も実施しています。   | а | 健診時や各健康教室実施時のほか、電話や窓口で随時健康相談を実施し、健康意識の向上・健康増進を促します。<br>毎月1回の健康相談も引き続き実施します。                                      |

| 事業<br>No. | 事業名及び内容   | 担当課        | 実施状況   | 達成度 | 平成29年度事業予定   |  |  |  |  |
|-----------|---|------------|--|-----|--|--|--|--|--|
| (2)       | (2)妊娠出産に関する健康支援   |            |  |     |  |  |  |  |  |
| E         | 骨性保護の環境整備   |            |  | -   |  |  |  |  |  |
| 9         | 妊婦・乳児健康診査の実施<br>妊婦及び乳児の保健管理の向上を<br>図ることを目的に、妊婦一般健康診<br>査及び乳児一般健康診査を医療機<br>関に委託して行います。   | 保健<br>センター | 【妊婦健診】<br>医療機関に委託し、14回分公費で実施。母子健康手帳交付者303名及び転入された妊婦に受診券を交付しました。受診者延4,542名。<br>【乳児健診】<br>医療機関に委託し、第1回は3~6か月、第2回は9~11か月として2回受診分を公費で実施しました。第1回受診者 255名第2回受診者 241名合計496名で交付件数の70.2%  |     | 引き続き実施。妊婦に対しては、妊婦健診の受診、乳幼児には対象月齢にはきちんと健診を受けるよう受診勧奨も同時に行い、受診率向上を目指します。  |  |  |  |  |
| 10        | 子宮がん・乳がん検診の実施<br>子宮がん(20歳以上女性対象)及び<br>乳がん(30歳以上の女性対象)の早<br>期発見・早期治療を目的に検診を実<br>施します。  | 保健<br>センター | 【子宮がん検診】<br>集団検診(8日) 647名<br>医療機関健診 901名<br>【乳がん検診】<br>集団検診(9日) 846名<br>医療機関健診 780名  | b   | がんの早期発見・早期治療を目的<br>に引き続き実施します。特に若い女<br>性にも毎年のがん検診受診の意識<br>が向上するよう受診勧奨を行いま<br>す。  |  |  |  |  |
| 11        | マタニティクラス開催<br>妊婦およびその家族を対象に、安心して妊娠期を送り児の養育ができるよう、妊娠、出産および育児等の指導、助言をするとともに本事業をとおして母親同士の仲間づくりの支援を目的として開催します。                            | 保健<br>センター | 9回実施(前期3回、後期6回)<br>前期は14名、後期は40名が参加しました。(うち、妊婦の夫6名・母親等1名)<br>後期のマタニティクラスでは、先輩ママとの交流時間を設け、出産へのアドバイスや仲間づくりを図りました。  | a   | 対象者に参加を呼びかけ、引き続き<br>前期3回、後期6回開催します。  |  |  |  |  |
| 12        | 保護者対象の学習講座・相談事業<br>(子育で講座)の実施<br>妊娠期の過ごし方や母乳栄養につい<br>て、また子どもの健康、育児、しつけ、親<br>としての心がまえ、乳幼児期に多い病気<br>やその対応等についての学習講座を開<br>催し、知識の普及を図ります。 | 保健<br>センター | 「親子のコミュニケーション講座」 1回開催 親子18組31名 「食育講座」 1回開催 親子14組26名 「孫育て講座」 2回開催 1回目 祖父母15名 母2名 2回目 祖父母11名 母1名 「むし歯予防教室」 1回開催 親子20組 38名 「ペアレントトレーニング教室」 1回開催 親子20組 38名 「ペアレントトレーニング教室」 5回を2講座、フォローアップを1回開催育児不安が強い母親、子供への関わり方・ほめ方のコツを学び、子育てが楽しめるよう支援する。 実人数16名、延61名 |     | 引き続き、楽しく子育てができ、母親の孤立を防ぎ、子育てに必要な正しい知識を普及できるよう、講演会や育児教室を開催します。また、育児不安の強い母親支援として、ペアレントレーニングを引き続き実施し、年に1回フォローアップを実施していきます。 |  |  |  |  |

| E  | 子の健康増進の環境整備   |            |  |   |   |
|----|---|------------|--|---|---|
| 13 | マタニティクラス開催(再掲) 妊婦およびその家族を対象に、安心して妊娠期を送り児の養育ができるよう、妊娠、出産および育児等の指導、助言をするとともに本事業をとおして母親同士の仲間づくりの支援を目的として開催します。           | 保健<br>センター | 基本目標 事業 11 に掲載<br>9回実施(前期3回、後期6回)<br>前期は14名、後期は40名が参加しました。(うち、妊婦の夫6名・母親等<br>1名)<br>後期のマタニティクラスでは、先輩ママとの交流時間を設け、出産へのアドバイスや仲間づくりを図りました。  | b | 基本目標 事業 11に掲載<br>対象者に参加を呼びかけ、引き<br>続き前期3回、後期6回開催しま<br>す。                                    |
| 14 | 保護者対象の学習講座・相談事業(子育て講座)の実施(再掲)<br>妊娠期の過ごし方や母乳栄養について、また子どもの健康、育児、しつけ、親としての心がまえ、乳幼児期に多い病気やその対応等についての学習講座を開催し、知識の普及を図ります。 | 保健<br>センター | 基本目標 事業 12 に掲載<br>9回実施(前期3回、後期6回)<br>前期は14名、後期は40名が参加しました。(うち、妊婦の夫6名・母親等1名)<br>後期のマタニティクラスでは、先輩ママとの交流時間を設け、出産へのアドバイスや仲間づくりを図りました。  | a | 基本目標 事業 12 に掲載<br>対象者に参加を呼びかけ、引き続き<br>前期3回、後期6回開催します。                                       |
| 15 | 乳幼児健診・相談・訪問事業の実施<br>乳幼児の発育・発達のチェックを行い病気の早期発見、また食習慣やむし歯予防などの生活習慣の確立を図るとともに、育児支援の場として保護者の育児不安や悩みの相談等を行います。              | 保健<br>センター | [5か月児健診]<br>受診者316名 受診率97.2%<br>[1歳6か月児健診]<br>受診者331名 受診率99.1%<br>[2歳児歯科健診]<br>受診者336名 受診率94.6%<br>[3歳児健診]<br>受診者337名 受診率94.9%   | а | 引き続き、乳幼児健診や相談事業、<br>家庭訪問等を実施し発育発達の遅れ、疾病の早期発見に努めます。<br>また健診・訪問・相談事業を通して、<br>保護者の育児不安解消に努めます。 |
| 16 | 妊婦・乳児健康診査の実施(再掲)<br>妊婦及び乳児の保健管理の向上を図る<br>ことを目的に、妊婦一般健康診査及び<br>乳児一般健康診査を医療機関に委託し<br>て行います。                             | 保健<br>センター | 基本目標 事業 9 に掲載<br>【妊婦健診】<br>医療機関に委託し、14回分公費で実施。母子健康手帳交付者303名及び転入された妊婦に受診券を交付しました。<br>受診者延4,542名。<br>【乳児健診】<br>医療機関に委託し、第1回は3~6か月、第2回は9~11か月として2回受診分を公費で実施しました。<br>第1回受診者 255名<br>第2回受診者 241名<br>合計496名で交付件数の70.2% | а | 基本目標 事業 9 に掲載<br>引き続き実施。妊婦に対しては、妊婦健診の受診、乳幼児には対象月齢にはきちんと健診を受けるよう受診勧奨も同時に行い、受診率向上を目指します。      |

| 17 | 各種団体からの依頼の健康教育・相談事業の実施<br>幼稚園、保育園、各種団体、関係機関等からの依頼で健康やしつけ・栄養等について出向いて講話・相談等を実施し、知識の普及を図ります。   | 保健<br>センター | 小学校、幼稚園等より依頼があり、食育や生活習慣について講話や調理実習、むし歯予防の講話を実施しました。<br>保育園1園 25名<br>幼稚園1園(3回)80名、保護者41名<br>小学校6校(9回)346名、保護者26名<br>中学校2校(2回) 230名、保護者45名 |   | 引き続き実施し、食育の普及、健康<br>増進のための講話や相談を実施し<br>ます。                    |
|----|--|------------|--|---|---|
| 18 | 就学時の健康教育事業の実施<br>市内の各小学校の就学時健康診査を受ける児童の保護者に対し、むし歯予防および歯の健康づくり、栄養・生活リズムに対する意識向上を図るとともに、正しい知識の普及を目的として実施します。                                   | 保健<br>センター | 市内の小学校9校で実施し、保護者388<br>名に健康教育を実施しました。  | _ | 引き続き実施し、食育の普及、就学のための基本的な生活習慣の大切さ、じょうぶなからだ作りの大切さ等を普及します。       |
| 19 | 乳幼児の健康についての講演会の開催<br>乳幼児の健康や疾病や子どもの健康管<br>理等について小児科医等の講演を行い、知識の普及を図ります。  | 保健<br>センター | 小児の歯の健康について、歯科医師による講演会を実施し、児18名・母親20名が参加しました。  | a | 内容を検討しながら、引き続き実施<br>します。                                      |
| 20 | 小児の応急処置の健康教室の実施<br>下妻消防署員や日本赤十字社の指導員等により、事故防止や子どもの応急処置について健康教室を開き、安全な子育て環境を確保します。  | 保健<br>センター | 乳幼児の起きやすい事故や、その予防について健診時や訪問時に説明しました。<br>また、遊びの教室開催時に乳幼児の事故防止について説明しました(1回開催)。<br>指導人数 延1,644名  | а | 事故防止や応急処置についての<br>情報を提供するとともに、色々な教<br>室を実施していきます。             |
| 21 | 母子保健推進員の活動の実施<br>母子保健の向上を図るため、赤ちゃん<br>訪問や乳幼児健診時の協力、遊びの交<br>流会等の開催を通し、地域の母子の身<br>近な相談役としてサポートするとともに、<br>予防接種や乳幼児健診などの母子保健<br>事業の周知や啓発活動を行います。 | 保健<br>センター | 産婦・乳児家庭訪問 56件<br>乳幼児健診への協力 延69名<br>子育て講演会・保育協力 14名<br>遊びの交流会2回実施 44名<br>特定健康診査時の赤ちゃん抱っこサポート 14名<br>母子保健推進員数 79名                          | а | 母子保健の向上を図るため、乳幼児健診や母子保健講演会への協力、乳幼児家庭訪問等、母子保健事業の周知や啓発活動を実施します。 |
| 孚  | し幼児の健康支援   |            |  |   |   |
| 22 | ママサロンの開催<br>生後1歳未満の子とその母親が集まり、<br>お互いに育児の相談をしたり、情報交換<br>などを行うことにより、育児不安の解消<br>を図るとともに、子育て中の母親の仲間<br>づくりの支援をします。                              | 保健<br>センター | 年12回開催<br>実人数 児48名、父母等49名<br>延人数 児110名、父母等111名   | а | 引き続き開催し、母親の仲間づくり<br>を支援します。平成29年度からは妊<br>婦さんも対象とします。          |

| 23 | パパのための沐浴講座<br>これから父親になる方をメインとし、妊婦<br>とその家族を対象に、赤ちゃんのお風呂<br>の入れ方やオムツの替え方等の実習を<br>行い、父親の積極的な育児参加を支援<br>します。                                     | 保健<br>センター | 年2回(土曜日)開催<br>参加者 17組<br>(父17名·母16名)   | а | 対象者に参加を呼びかけ、引き続き<br>父親が参加しやすい土曜日に開催<br>します。           |
|----|---|------------|--|---|---|
| 24 | ぴよぴよ教室の開催<br>乳幼児に対しての接し方や遊び方を学ぶとともに、健康、栄養、育児について相談を行い、子育ての悩みや不安の解消に努めます。また、母親同士の仲間づくりの場とします。<br>対象者:生後6か月~就園前の児                               | 保健<br>センター | びよびよ教室とのびのび遊びの広場を<br>合体させ、対象者も2歳で区切らず、生<br>後6か月〜就園前の児として、年10回<br>開催しました。<br>参加延人数 乳児188名、母185名<br>幼児169名、母169名 | а | 引き続き年10回開催し、子育ての悩みや不安の解消に努め、母親同士の仲間づくりを支援します。         |
| 25 | のびのび遊びの広場の開催<br>保育士の協力と指導を基に、遊びを通して集団性・社会性などを養うことを目的として、開催します。また、健康、栄養、育児について相談を行い、育児不安の解消に努めると共に、母親同士の仲間づくりの場とします。<br>【対象者】<br>2歳1か月児~就園前の幼児 | 保健<br>センター | 基本目標 事業 24 に掲載<br>ぴよぴよ教室・のびのび遊びの広場とし<br>て事業を集約した。  | a | 基本目標 事業 24 に掲載<br>ぴよぴよ教室・のびのび遊びの広場<br>として事業を集約し実施します。 |



子育てのできる食卓をめざして...

## 食育の合言葉はし・も・つ・ま



っかりあいさつ



う1つやさい料理を



よい心身は笑顔の食卓



いにち食べます朝ごはん



毎月19日は 「食育の日」 合言葉をチェック



食育マスコット シーモちゃん

| 26 | パクパク離乳食教室(前期)、カミカミ離乳食教室(後期)の開催<br>離乳開始前と、離乳食後期の母親及び家族を対象に、離乳食のスムーズな進め方と手法を学ぶことを目的に開催します。育児不安の解消にも効果があります。(対象者)前期:第1子の家族。希望する方は第2子以降の方も受講可能です。後期:通知を送付後、希望する家族。 | 保健センター     | パクパク離乳食教室(前期)6回<br>カミカミ離乳食教室(後期)6回開催<br>参加人数 乳幼児 延206名<br>保護者 延198名  | а | 引き続き、それぞれ6回ずつ開催し、<br>赤ちゃんの月齢・発育段階に応じた<br>離乳食の進め方、育児相談を行い、<br>不安の解消に努めます。 |
|----|--|------------|--|---|--|
| 27 | こんにちは赤ちゃん事業の実施<br>生後4か月までの乳児がいるすべての<br>家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を<br>行うとともに、母子の心身の状況や養育<br>環境等の把握及び助言を行い、支援が<br>必要な家庭に対し適切なサービス提供<br>につなげます。           | 保健<br>センター | 対象 315人<br>家庭訪問実施数 315人<br>実施率 100%  | а | 引き続き子育ての不安や悩みの解消のため、予防接種や乳幼児の発育発達支援のための適切なサービス提供ができるよう、家庭訪問活動を実施します。     |
| 28 | 母親クラブの活動支援<br>子どもの健全育成のために、母親たち(専業主婦等で自宅にて育児をしている)が自主的に交流及び地域活動することを支援します。   | 子育て<br>支援課 | 市内1クラブの活動に対し、事業費の一部を補助しました。  |   | 引き続き、活動支援を実施していきます。  |
| 29 | 子育てサークルの育成支援<br>育児にかかわる不安や悩みについて相<br>談ができるよう子ども同士、親同士の交<br>流の場を設け、仲間づくりを目的として<br>実施します。  | 保健センター     | ママサロン、ぴよぴよ教室、子育て講座<br>等の交流の場を設け、ママの仲間づくり<br>を支援しました。<br>また、おもちゃの広場(子育てサロン)や<br>子育て支援センター(あうる〈らぶ)の情<br>報提供も行いました。 |   | ママたちの交流の場を設け、仲間づくりを支援し、子育てサークルの情報提供をしていきます。平成29年度からはママサロンには妊婦さんも対象とします。  |







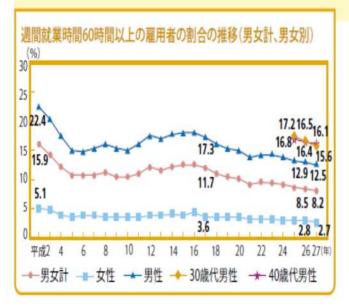


内閣府と男女共同参画推進連携会議共同パンフレット 「ひとりひとりが幸せな社会のために男女共同参画社会の実現を目指して

### 2 子育て期にある男性の家事・育児時間

週間就業時間60時間以上の雇用者の割合は、男女とも減少傾向にありますが、子育で期と重なる30歳代や40歳代の男性ではその割合が高く、それぞれ15.6%、16.1%となっています。一方、育児期にある夫の1日当たりの育児・家事関連時間は1時間程度であり、「平成32年までに2時間30分」※という目標とはまだ乖離があります。また、男性の育児休業取得率は2.3%(平成26年)と低く、「平成32年までに13%」※の目標に向けた取組が進められています。 ※いずれも第4次男女共同参画基本計画における成果目標。

備者





#### 備考

- 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。
- 2. 非農林業雇用者数(休業者を除く)に占める割合。
- 3. 平成23年値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

### 1. Eurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men" (2004)、 Bureau of Labor Statistics of the U.S. "American Time Use Survey" (2014) 及び総務省「社会生活基本調査」(平成23年)より作成。

2. 日本の数値は、「夫婦と子供の世帯」に限定した夫の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、 「育児」及び「買い物」の合計時間(過全体平均)である。



#### 備考

- 1. 厚生労働省「雇用均等基本調査」より作成。ただし、 2007年以前は厚生労働省「女性雇用管理基本調査」に よる。(事業所規模5人以上)
- 2. 数値は、調査前年度1年間(2011年度以降調査においては、調査開始前々年10月1日から翌年9月30日までの1年間(に配偶者が出産した者のうち、調査年10月1日までに育児休業を開始した者(開始予定の者を含む)の割合。
- 3.2011年度の値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く 全国の結果。

#### 基本目標 誰もが健やかに安心して暮らせる健康づくりと福祉の充実

主要課題 2 誰もが安心して暮らせる環境の整備

| 事業<br>No. | 事業名及び内容   | 担当課   | 実施状況  | 達成度 | 平成29年度事業予定  |  |  |  |  |
|-----------|---|-------|---|-----|---|--|--|--|--|
|           | (1)高齢者・障害者が安心して暮らせる環境の整備  |       |   |     |   |  |  |  |  |
| 言         | 齢者が安心して暮らせる環境の  | 怪備    |   |     |   |  |  |  |  |
| 30        | 介護予防等教室の開催(一次予防・元気高齢者)<br>高齢者の健康づくり、生きがいづくり<br>や介護予防等を目的に各種健康運動教室を開催します。  | 介護保険課 | 一時予防教室の開催 ・転倒骨折予防教室(にこにこ体操教室) 9教室、90回開催、延1,380名参加・シルバーリハビリ体操教室 32教室、417回開催、延4,076名参加・高齢者健康づくり事業(シニア元気クラブ) 38名参加 | а   | (H29からは一般介護予防事業として実施)<br>高齢者の健康づくり、生きがいづくりや介護予防等を目的に各種健康運動教室を開催します。<br>・転倒骨折予防教室(にこにこ体操教室)・シルバーリハビリ体操教室・高齢者健康づくり事業(シニア元気クラブ)      |  |  |  |  |
| 31        | 介護予防等教室の開催(二次予防・元気高齢者)<br>虚弱高齢者が自立した生活を送れるよう介護予防として運動機能向上や栄養改善、口腔機能向上、閉じこもり防止を目的として教室を開催します。  | 介護保険課 | 二次予防事業対象者に対し、運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上、閉じこもり防止のための教室「げんき運動教室」を開催。<br>1クール12回(3か月間)<br>参加者 実35名 延356名                   |     | (H29からは介護予防・生活支援サービス事業として実施)<br>虚弱高齢者が自立した生活を送れるよう介護予防として運動機能向上や栄養改善、口腔機能向上、閉じこもり防止を目的として教室を開催します。<br>3ケ月を1クール(15名)とし3班実施する。      |  |  |  |  |
| 32        | 介護教室の開催<br>高齢社会に向けて、介護の基本的<br>な知識や技術を習得する教室等を<br>開催します。   | 介護保険課 | ・認知症の方とその家族の方の集いの場「認知症カフェ(オレンジカフェ)」を毎月1回開催。<br>要介護者延17人 介護者延43人参加・介護家族支援教室の開催。年4回 53 名参加。                       | а   | 高齢社会に向けて、介護の基本的な知識や技術を習得する教室等を<br>開催します。  |  |  |  |  |
| 33        | ひとりぐらし老人等緊急通報システム事業の実施<br>おおむね65歳以上のひとりぐらしの方、または65歳未満で心身障害者<br>手帳1・2級に該当する方でひとりぐらしの方を対象に、常時身につけるペンダント(発信機)を渡します。<br>緊急時にボタンを押すと、電話回線を通じて消防署に連絡が行くようになっています。 | 介護保険課 | 対象者に、通報装置(親機)と常時身につけるペンダント(発信機)を渡し、日常生活上の緊急事態における不安を解消しました。<br>新規申請者数 20名                                       |     | おおむね65歳以上のひとりぐらしの方、又は65歳未満で心身障害者手帳1・2級に該当する方でひとりぐらしの方を対象に、通報装置(親機)と常時身につけるペンダント(発信機)を渡します。緊急時にボタンを押すと、電話回線を通じて消防署に連絡が行くようになっています。 |  |  |  |  |
| 34        | 高齢者学級の推進<br>毎年、市内全部の公民館教室で、概<br>ね60歳以上の方を対象に高齢者学<br>級を実施します。  | 公民館   | 公民館の高齢者教室(8教室)の講座の<br>一部として、人権教育研修を実施しました。<br>受講者数 178名   | 2   | 公民館の高齢者教室(8教室)の講座の一部として、人権教育研修を実施します。<br>受講予定者数 200名  |  |  |  |  |

| 35 | 在宅福祉サービスセンター事業 (あおぞらサービス)の実施<br>介護保険や障害者自立支援法あるいは子育て支援の谷間を補う事業として、有償による住民の相互援助活動利用、提供の連絡調整を行います。   | 社会福祉協議会   | 会員数:利用会員227名 実利用83名協力会員127名 実活動49名利用時間数:3,617時間主な内容:家事支援、話し相手、通院介助ほか会員交流会:2回参加者:延べ50名協力会員研修会:2回参加者:延べ38名   | a | 事業の周知・・・パンフレットの各戸配布協力会員の増員を目的に地域介護ヘルパー養成講座の開催内容:11講座<br>1講座20名募集  |
|----|--|-----------|--|---|---|
| 36 | 地域包括支援センターの設置<br>地域ケアの総合的マネジメント機関<br>として、地域における高齢者の様々<br>な問題等に対して、相談、支援、援<br>助等を行います。  | 介護保険課     | 高齢者虐待防止ネットワークの代表者会議および実務者会議や研修会を開催。高齢者の相談に早期に対応できるよう、医療、介護保険関係機関との連携づくりを行いました。   | a | 地域ケアの総合的マネジメント機関<br>として、地域における高齢者の様々<br>な問題に対して、相談、支援、援助<br>等を行います。   |
| 37 | 愛の定期便事業の実施<br>在宅の65歳以上のひとりぐらし高齢<br>者を訪問して、乳製品等を配布しな<br>がら、安否確認を行います。   | 介護保険<br>課 | 在宅の65歳以上のひとりぐらし高齢者を訪問し、乳製品等を配布しながら、安<br>否確認を行いました。<br>利用人数 月平均371名   |   | 在宅の65歳以上のひとりぐらし高齢<br>者を訪問して、乳製品等を配布しな<br>がら、安否確認を行います。  |
| 38 | ねたきり老人等介護用品購入助成券の支給<br>要介護認定を受けており、在宅で3ヶ月以上常時ねたきり、又は認知症の状態にあり、おむつ等の介護用品の使用が必要な要介護者を介護している介護者に、介護者の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的に、介護用品の購入費用の一部を助成します。<br>月4,000円 |           | 在宅で60歳以上の常時ねたきり、又は<br>認知症の状態の方で、おむつ等の介護<br>用品の使用が必要な高齢者を介護して<br>いる介護者に、介護者の身体的、精神<br>的、経済的負担の軽減を図ることを目<br>的に、介護用品の購入費用の一部を助<br>成しました。<br>月4,000円<br>該当人数 ねたきり老人 99名<br>認知症老人 87名 | а | 要介護認定を受けており、在宅で<br>3ヶ月以上常時ねたきり、又は認知<br>症の状態にあり、おむつ等の介護<br>用品の使用が必要な要介護者を介<br>護している介護者に、介護者の身体<br>的、精神的、経済的負担の軽減を<br>図ることを目的に、介護用品の購入<br>費用の一部を助成します。<br>月4,000円 |

| 39 | ねたきり老人等介護慰労金支給事業の実施<br>要介護認定を受けており、在宅で3ヶ月以上常時ねたきり、又は認知症の状態にある要介護者を介護している介護者で、下妻市の住民基本台帳に記載されている方を対象に、介護者の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的に、介護慰労金(年額3万円)を支給します。                                    | 介護保険課       | 在宅の65歳以上で、継続して3ヶ月以<br>上常時ねたきり又は認知症の状態にあ<br>る高齢者の介護者を対象に、介護慰労<br>金を年30,000円支給しました。<br>支給人数 ねたきり老人 95名<br>認知症老人 85名 | а | 要介護認定を受けており、在宅で3ヶ月以上常時ねたきり、又は認知症の状態にある要介護者を介護している介護者で、下妻市の住民基本台帳に記載されている方を対象に、介護者の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的に、介護慰労金(年額3万円)を支給します。                   |
|----|---|-------------|---|---|---|
| 40 | しもつま温泉無料入浴券の配布<br>しもつま温泉無料入浴券(2枚)を、<br>80歳以上の高齢者がいる世帯に対<br>し、民生委員を通して配布します。   | 介護保険課       | しもつま温泉無料入浴券(2枚)を、80歳以上の高齢者がいる世帯に対し、民生委員を通して配布しました。配布世帯数 2,820世帯   | а | 事業廃止  |
| 41 | 高齢者福祉タクシー利用助成事業の実施<br>高齢者の外出促進と閉じこもりを防止するため、タクシー利用に係る費用の一部を助成します。<br>【対象者】<br>在宅の75歳以上のひとりぐらし及び高齢者世帯と80歳以上の高齢者で希望する者<br>【対象外】<br>障害者タクシー利用助成事業の利用者・現に自動車を所有し、運転できる者・自動車税及び軽自動車税の減免を受けている者 | 介護保険課       | 高齢者の外出促進と閉じこもりを防止するため、タクシーの初乗り運賃を限度とするタクシー料金を助成しました。申請者数 711名   | а | 高齢者の外出促進と閉じこもりを防止するため、タクシー利用に係る費用の一部を助成します。対象者:在宅の75歳以上のひとりぐらし及び高齢者世帯と80歳以上の高齢者で希望する者対象外:障害者タクシー利用助成事業の利用者・現に自動車を所有し、運転できる者・自動車税及び軽自動車税の減免を受けている者 |
| 42 | 運動教室(昼の部・夜の部)の実施 再掲 各自が運動の重要性や具体的な運動方法を知り、自分に合った運動を継続し、健康維持・増進、体力の向上が図れるよう支援することを目的に実施します。 対象者 おおむね65歳以下  | 保健センター生涯学習課 | 基本目標 事業 7 に掲載<br>生涯学習課、保健センター共同で実施しました。<br>エアロビクス、骨盤体操、キックボクサ<br>サイズ、ボディメンテナンス等8回×3<br>コース<br>24回実施し、参加者延507名。    | а | 基本目標 事業 7 に掲載<br>引き続き、生涯学習課と連携し、日中・夜間の教室を実施し(昼8回×2コース、夜8回×1コース)、運動習慣のきっかけづくりと継続を促進する。   |

#### 外出先でこのマークを見かけたら温かく見守ってください



認知症の方の介護は、他の人から見ると介護をしていることが分かりにくいため、誤解や偏見を持たれて困っているとの声が、介護家族から多く寄せられました。こうした要望に答え、介護する方が、介護中であることを周囲に理解していただくために、「介護マーク」を作成しました。(茨城県)

こんなときに

介護していることを周囲にさりげな〈知ってもらいたいとき 駅やサービスエリアなどのトイレで付き添うとき 男性介護者が女性用下着を購入するとき

介護マーク

| <u> </u> | 障害者が安心して暮らせる環境の整備  |            |  |   |   |  |  |
|----------|--|------------|--|---|---|--|--|
| 43       | すくすく相談の実施<br>障害及び疾病の早期発見、適切な療育の指導に務め、児の健全育成、<br>保護者の育児支援を図るために、乳<br>幼児健診や相談において、経過観察が必要な児(発達や発育、ことば<br>の遅れ等心配のある乳幼児)とその<br>保護者を対象に総合的な相談を行<br>います。 | 保健<br>センター | 発達検査や指導、相談等を臨床心理<br>士・保健師にて年間24回実施しました。<br>参加人数 実人数 50名<br>延人数 84名       | a | 相談件数は年々増加しているため、<br>毎月2回、年24回の相談を実施し、<br>適切な療育につなげ、母親の育児<br>支援・不安の解消に努めます。      |  |  |
| 44       | 小児リハビリ教室の実施<br>心身に障害を持つ児(肢体不自由児を主とした障害児)とその家族に対して、理学療法士の指導により、専門的な早期療育を図り、保護者同士の交流、個別相談を行います。持てる能力の維持向上、精神的安定を図り、障害児とその家族が安心して社会生活を送れるように支援します。    | 保健<br>センター | 発育・発達の確認、機能訓練指導など、理学療法士・保健師にて年間6回実施しました。<br>参加人数 実人数 8名<br>延人数 22名       |   | 引き続き、年間6回実施。障害児を<br>もつ親同士の仲間づくりの場、相談<br>支援の場として実施していきます。                        |  |  |
| 45       | 障害児保育事業の実施<br>「特別児童扶養手当の支給対象障<br>害児」で集団保育が可能な日々通<br>所できる児童を受け入れている民間<br>認可保育所に対し、経費の一部を補<br>助します。  | 子育て支援課     | 障害を持つ園児を受け入れた民間保育<br>所に対し、経費の一部を補助を行って<br>います。<br>大宝保育園 4名<br>もみの木保育園 1名 | a | 「特別児童扶養手当の支給対象障害<br>児」で集団保育が可能な日々通所できる<br>児童を受け入れている民間認可保育所<br>に対し、経費の一部を補助します。 |  |  |
| 46       | 放課後等デイサービス事業の実施 (旧名称 児童デイサービス支援事業) 障害児を授業の終了後または学校の休業日に、施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。 市では児童福祉法に基づ〈障害児通所支援給付費を支給します。                   | 福祉課        | 市内に事業所が平成28年度中に2か<br>所増え、4か所となった。利用者数、利<br>用回数も大幅に増えている。<br>利用者数36名      | a | 窓口や電話での相談以外にも、広報誌やホームページで事業の周知を図り、適正給付に努めます。目標利用者数41名                           |  |  |
| 47       | ホームヘルプ事業の実施<br>障害児・者が、身体介護、家事補助<br>等のためのホームヘルプサービスを<br>利用するときに、障害者総合支援法<br>に基づ〈介護給付費を支給します。  | 福祉課        | 各サービス事業所と連携して、対象者のニーズを把握し、給付量を調整。適正給付に努めました。利用者数39名                      | a | 窓口や電話での相談以外にも、広報誌やホームページで事業の周知を図り、適正給付に努めます。<br>目標利用者数40名                       |  |  |

| 48 | 短期入所支援(ショートステイ)事業の実施<br>障害児・者が、介護者の疾病や冠婚葬祭等の理由により、施設において一時的な保護を受けるときに、障害者総合支援法に基づく介護給付費を支給します。              | 福祉課 | 各サービス事業所と連携して、対象者のニーズを把握し、給付量を調整。適正給付に努めました。利用者数24名   | a | 窓口や電話での相談以外にも、広報誌やホームページで事業の周知を図り、適正給付に努めます。目標利用者数24名        |
|----|---|-----|---|---|--|
| 49 | 特別児童扶養手当の支給<br>心身に障害のある20歳未満の児童<br>の生活に役立てるために、その児童<br>を家庭で養育している人に支給する<br>ことにより福祉の増進を図ります。                 | 福祉課 | 3障害の手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)取得時に、支給対象と思われる方に個別に説明を行いました。また広報等を利用して制度の周知を図りました。<br>受給者数71名 | a | 障害者手帳取得時に個別に説明してい<br>〈外、広報誌やホームページで事業の周<br>知を図り、適切に支給していきます。 |
| 50 | 重度心身障害児童福祉手当の支給<br>障害児童の健全な育成を助長する<br>とともに福祉の増進を図るために、<br>在宅児童の保護者に対して重度心<br>身障害児童福祉手当を支給します。               | 福祉課 | 特別児童扶養手当の受給をしている方が対象ですので、そちらの支給が決まった方に別途制度説明をしました。また広報等を利用して制度の周知を図りました。<br>受給者数73名           | a | 特別児童扶養手当にあわせて個別に説明していく外、広報誌やホームページで事業の周知を図り、適切に支給していきます。     |
| 51 | 心身障害者扶養共済制度の実施<br>心身障害者の保護者が毎月一定の<br>掛け金を納付することで、保護者が<br>死亡、または心身に著しい障害を有<br>することとなった場合、心身障害者<br>に年金を支給します。 | 福祉課 | 広報誌やパンフレット等で事業の周知を図りました。新規加入者はいませんでしたが、年金受給者にはこれまでどおり支給しました。<br>受給者数7名                        | a | 引き続き、広報誌やパンフレット、ホームページで事業の周知を図り、新規加入者を増やします。                 |

#### 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)が制定され、平成28年4月1日から施行されました。(内閣府)



| 事業<br>No. | 事業名及び内容  | 担当課        | 実施状況   | 達成度 | 平成29年度事業予定   |
|-----------|--|------------|--|-----|--|
| /         | 援助が必要な家庭への支援   |            |  |     |  |
| 7         | )とり親家庭への支援   |            |  |     |  |
|           | 母子・寡婦自立支援事業の受付   |            |  |     |  |
|           | 高等職業訓練促進給付金等事業に<br>ついては、平成28年度から実施しま<br>す。   |            |  |     |  |
| 52        | 就職に有利で生活の安定に役立つ<br>資格を取得するために、養成機関で<br>1年以上修学する場合に給付金を支<br>給します。   | 子育て<br>支援課 | 高等職業訓練促進給付金等事業認<br>定者2名に給付金を支給しました。<br>また、研修会や貸付事業など受付相<br>談等を市で行い、県につなぎました。   | b   | 高等職業訓練促進給付金等支給事業については、事業内容をホームページ等でPRします。<br>母子家庭の自立を目指し、県や母子寡婦福祉会が主催する自立支援研修会や              |
|           | 【対象資格】<br>看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生師、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、その他必要と認める資格                                 |            | 談寺を巾で行い、県につなきました。  |     | 各種貸付事業の相談を受付け、県に取り次ぎます。  |
| 53        | ひとり親家庭等児童学資金の支給<br>父又は母を欠〈義務教育就学児の<br>保護者に対し支給し、児童の精神的<br>動揺をやわらげ、児童の健全育成を<br>助長し福祉の増進を図ります。                   | 子育て<br>支援課 | 事業内容を市ホームページ等でPR、窓口に来所された方に事業の案内をしました。  H29.3.31現在 受給対象世帯数 332世帯   | а   | 父又は母と生計を同じくしていないひとり<br>親家庭義務教育就学児の保護者に対し<br>支給し、就学上の不安の解消を図り、<br>もって心身の健全育成及び福祉の増進<br>を図ります。 |
|           | 助長0個位の増進を図ります。<br>義務教育就学児1名 3,000円/月   |            | 実児童数 453名  |     | 義務教育就学児1名につき<br>3,000円/月   |
| 54        | 児童扶養手当の支給<br>父又は母と生計を同じくしていない<br>18歳の年度末までにある児童を養<br>育する家庭の生活安定と自立の促<br>進を図るため手当を支給します。                        | 子育て<br>支援課 | 事業内容を市ホームページ等でPR、窓口に来所された方に事業の案内をしました。  H29.3.31現在 実受給者数 428名  | а   | 父又は母と生計を同じ〈していない18歳の年度末までにある児童を養育する家庭の生活安定と自立の促進を図るため手当を支給します。                               |
| 扬         | <b>援助が必要な家庭への支援</b>  |            | :  |     |  |
| 55        | 国民健康保険出産資金貸付事業の実施<br>国民健康保険法第58条の規定による出産育児一時金に関し、その支給前に必要とする出産に関する費用を支払うための資金貸付を行います。                          | 保険年金<br>課  | 被保険者からの事前申請により出<br>産育児一時金を市が直接医療機関<br>へ支払う「直接支払い制度」になっ<br>たことにより、貸付申請はありませ<br>んでした。  | а   | 国民健康保険法第58条の規定<br>による出産育児一時金に関し、<br>その支給前に必要とする出産に<br>関する費用を支払うための資金<br>貸付を行います。             |
| 56        | 医療福祉制度による医療費補助事業の実施<br>妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者<br>等の健康の保持増進、生活の安定<br>と福祉の向上に寄与するため、その<br>医療費の一部を助成します。 | 保険年金課      | 保険適用分の医療費を助成し、小児(0歳~中学生)等の健康の維持及び健全な育成の支援を図りました。また、好産婦・未就学児を対象に自己負担金及び入院食事療養費を助成し医療費無料化を図りました。平成28年10月診療分より、子育て支援策の一環として妊産婦及び小児の所得限度額の引き上げを実施しました。所得限度額引き上げにより対象者数は670人程度増加し、平成28年10月1日現在で5,702人 | •   | 継続して、妊産婦、小児、母子(父子)家庭の母子(父子)及び重度心身障害者等の健康の保持増進、生活の安定と福祉の向上に寄与するため、その医療費の一部を助成します。             |

| 新規事  | 医療福祉費支給事業(妊産婦・小児の所得限度額引き上げ)<br>所得要件等一定の条件を満たす妊産婦、小児、母子、父子及び重度心身障害者を対象に保険適用分の一部負担金の助成を行う制度。このうち妊産婦及び小児区分について、子育て支援策の一環として所得限度額を平成28年10月から引上げを実施。 | 保険年金課                                 | 所得限度額引き上げにより対象者数<br>は670人程度増加し、平成28年10月1日<br>現在で5,702人   | a | 継続して実施します。  |
|------|---|---------------------------------------|--|---|---|
| 新規事業 | 医療福祉費支給制度(マル福)の自己負担助成制度(所得限度額の引き上げ) 医療福祉費支給制度(マル福)対象者のうち妊産婦及び未就学児に対し、通院自己負担金、入院自己負担金及び入院時食事療養費を助成する市独自の制度です。                                    | 保険年金課                                 | 平成28年10月からマル福の妊産婦区<br>分及び小児区分の所得限度額が引き<br>上げられたことに伴い、本事業の所得<br>限度額も同様に引き上げた。<br>所得限度額引き上げにより対象者数<br>はおよそ160人程度増加し、平成28年<br>10月1日現在で2,400人。 | a | 継続して実施します。  |
| Ĭ    | 文化共生の推進   |                                       |  |   |   |
|      |   |                                       | 【企画課】<br>茨城県及び茨城県国際交流協会が外<br>国語で作成した「外国人のための生活<br>ハンドブック」「メディカルハンドブック」な<br>どの冊子を要望に応じて提供しました。<br>(1件)                                      | b | 茨城県及び茨城県国際交流協会が外国語で作成した「外国人のための生活ハンドブック」などの冊子やパンフレットを要望に応じて提供します。 |
| 57   | 多文化共生、外国人への理解と<br>支援<br>在住外国人との相互理解を深め、また、生活に必要な各課の業務につ   | 全庁<br>(企画課・<br>生活環境<br>課・保健セ<br>ンター・図 | 【生活環境課】<br>外国人にゴミの分別・出し方について理<br>解していただ〈ため、、英語・ポルトガル<br>語などに翻訳したパンフレット等を作成<br>しています。   | a | 引き続き実施していきます。   |
|      | いて、外国語に翻訳したパンフレット<br>等を作成します。   | 書館)                                   | 【保健センター】<br>予防接種予診票や母子健康手帳発行<br>手続き等をスムーズに進めるために、<br>外国語に翻訳した説明書を作成してい<br>ます。  | а | 引き続き実施していきます。   |
|      |   |                                       | 【図書館】<br>外国の辞書・ガイド・絵本等を蔵書し、<br>外国の利用者が来ても困らないように<br>配架しました。  | а | 外国の辞書・ガイド・絵本等を蔵書<br>し、外国の利用者が来ても困らない<br>ように配架します。                 |

### 下妻市男女共同参画推進条例に定める5つの基本理念

(下妻市男女共同参画推進条例 第3条)

#### 1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別に関わりな〈個人として能力を発揮する機会が確保されること。その他の男女の人権が尊重されること。

### 2 社会制度・慣行への配慮、多様な生き方の選択

社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。

### 3 政策等への立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

### 4 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と就業その他の社会のあらゆる分野における活動とを両立して行えるようにすること。

#### 5 国際協調

国際協調の下に行われること。

#### リサイクル率(資料) 平成28年度資料に利用

H24 H25

H26

**全国** 20.5% 20.6%

20.6%

**茨城県** 21.3% 22.0%

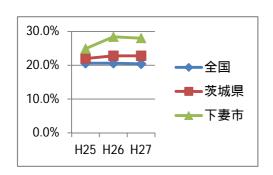
#### 平成29年度資料に利用

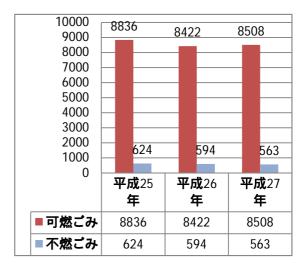
|      | H25   | H26   | H27   |
|------|-------|-------|-------|
| 全国   | 20.6% | 20.6% | 20.4% |
| 茨城県  | 22.0% | 22.8% | 22.8% |
| 下妻市  | 24.9% | 28.4% | 28.0% |
| 県内順位 | 10位   | 6位    | 7位    |

|      | H25   | H26   | H27   |
|------|-------|-------|-------|
| 全国   | 20.6% | 20.6% | 20.4% |
| 茨城県  | 22.0% | 22.8% | 22.8% |
| 下妻市  | 24.9% | 28.4% | 28.0% |
| 県内順位 | 10位   | 6位    | 7位    |
|      |       |       |       |

平成29年度資料に利用

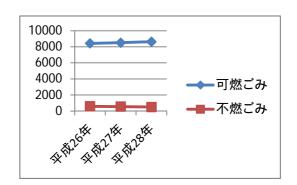
|       | 全国    | 茨城県   | 下妻市   | 県内順位 |  |  |
|-------|-------|-------|-------|------|--|--|
| h 2 5 | 20.6% | 22.0% | 24.9% | 10   |  |  |
| h 2 6 | 20.6% | 22.8% | 28.4% | 6    |  |  |
| h 2 7 | 20.4% | 22.8% | 28.0% | 7    |  |  |





#### 下妻市の可燃ごみ、不燃ごみ収集量(単

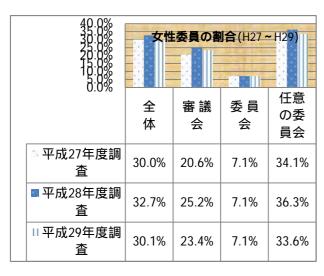
|      | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 |
|------|-------|-------|-------|
| 可燃ごみ | 8422  | 8508  | 8629  |
| 不燃ごみ | 594   | 563   | 510   |



下妻市の審議会・委員会・任意の委員会における女性委員の参画状況(平成29年度資料に利用)

|        | 前回調査(H28) | 前々回調査(H27) |       |       |       |
|--------|-----------|------------|-------|-------|-------|
|        | 委員数       | 女性委員数      | 割合    | 割合    | 割合    |
| 全体     | 1538      | 463        | 30.1% | 32.7% | 30.0% |
| 審議会    | 419       | 98         | 23.4% | 25.2% | 20.6% |
| 委員会    | 42        | 3          | 7.1%  | 7.1%  | 7.1%  |
| 任意の委員会 | 1077      | 362        | 33.6% | 36.3% | 34.1% |

|        | 今回調査 | (H29) |       | 前回調査(H28) | 前々回調査(H27) |
|--------|------|-------|-------|-----------|------------|
|        | 委員数  | 女性委員数 | 割合    | 割合        | 割合         |
| 全 体    | 1538 | 463   | 30.1% | 32.7%     | 30.0%      |
| 審議会    | 419  | 98    | 23.4% | 25.2%     | 20.6%      |
| 委員会    | 42   | 3     | 7.1%  | 7.1%      | 7.1%       |
| 任意の委員会 | 1077 | 362   | 33.6% | 36.3%     | 34.1%      |



女性委員の参画状況(平成29 年度)

全体 審議会 委員会 任意の委員会 1538 98 419 42 1077

0 500 1000 1500 2000

人

下妻市の審議会・委員会・任意の委員会における女性委員の参画状況(平成28年度資料に利用)

|        | 前回調査 |       |      |       |
|--------|------|-------|------|-------|
|        | 委員数  | 女性委員数 | 割合   | (H27) |
| 全体     | 1527 | 500   | 32.7 | 30    |
| 審議会    | 381  | 96    | 25.2 | 20.6  |
| 委員会    | 42   | 3     | 7.1  | 7.1   |
| 任意の委員会 | 1104 | 401   | 36.3 | 34.1  |

